

札幌丸井三越支部 支部大会・第5号議案

2023年度労働協約の改訂および新設(案)

1. 2023 年度労働協約改訂のポイント

2023 年度の労働協約改訂のポイントは大きく 3 点です。

1. 労使通年協議（支部労使、グループ労使）による人事賃金制度改定に伴う対応 ※期中の覚書対応含む
2. グループ共通で検討された運用の明文化、実態にあわせた表現変更等に伴う対応
3. 労働協約の不備、誤植の修正対応

1. 労使通年協議（支部労使、グループ労使）による人事賃金制度改定に伴う対応 ※期中の覚書対応含む

1) ゼネラルスタッフステージB 賃金表の改定 《賃金規程・退職給付規程》 【対象：ゼネラル】

- ①賃金構成の本給記載を変更（資格給、役割給、個人成果給）
- ②本給に記載されている賃金構成に関わる内容を変更（役割成果給⇒役割給、個人成果給）
- ③別表を制度改定を反映した新賃金表へ変更（評価反映、移行後の 6 月 16 日以降に使用する賃金表を添付）
- ④退職一時金ポイントの別表を変更（退職給付規程・別表）

2) 最低賃金引上げに伴う、職種給の改定 《賃金規程》 【対象：アシスト・エルダーアシスト・エルダー（時給）】

- ①別表を変更（覚書締結済み）

3) ネクストキャリア支援制度の新設 《キャリア形成支援制度規程》【対象：ゼネラル・メイト・プロ・エルダー（月給）】

- ①各対象雇用区分にネクストキャリア支援制度の章、本文を記載（覚書締結済み）
- ②ネクストキャリア支援制度新設に伴い、ライフイベント再雇用制度の対象除外者の追記【ゼネラル・メイト・プロ】

4) カムバック再雇用制度の新設 《キャリア形成支援制度規程》 【対象：ゼネラル・メイト】

- ①各対象雇用区分にカムバック再雇用制度の章、本文を記載

5) 配偶者転勤休職制度の新設 《本則（人事__休職）、配偶者転勤休職制度規程※新設》 【対象：全雇用形態】

- ①本則第 5 章人事、第 2 節休職、休職に号を追記
- ②配偶者転勤休職制度規程を新設

6) 要保護者 C への所定労働日数の低減対応 《安全衛生管理規程》 【対象：全雇用形態】

- ①安全衛生管理規程の運用細則、要保護 C の取り扱いに追記（覚書締結済み）

2. グループ共通で検討された運用の明文化、実態にあわせた表現変更等に伴う対応

- 1) ベースアップ(最低賃金)への対応 《賃金規程》 【対象:全雇用形態(メイト・エルダースタッフ)】
 - ①別表をベースアップ(最低賃金)要求を反映した新賃金表へ変更
- 2) 年次有給休暇基準日以外入社者の入社年度の出勤率の算定 《本則(労働条件_休日・休暇)》 【対象:全雇用形態】
 - ①前年度4月1日～入社日前日までの期間に入社した場合、入社月以前の日数は出勤していたものとみなして算出することを記載
- 3) 入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 《本則(労働条件_休日・休暇)》 【対象:全雇用形態】
 - ①短時間勤務制度を入社日時点で取得し、かつ所定労働日数の低減となった場合の、入社月に応じた有給付与数を追記
- 4) フレックスタイム制の時間外手当・深夜勤務手当の割増率の表記修正 《賃金規程》 【対象:ゼネラル・メイト・プロ・エルダー(月給)】
 - ①時間外手当と深夜勤務手当の表記をそれぞれ整理し記載変更
- 5) 育児休業1歳に達する日以前の特例の取得方法を追記 《育児休業規程》 【対象:全雇用形態】
 - ①特例の有給休暇5日は、育児休業として子が1歳に達する期間で4週間以内の育児休業を取得する場合、4週の範囲内で取得することを明記
- 6) グループライフイベント転籍制度の申請事由を追記 《キャリア形成支援制度規程》 【対象:全雇用形態】
 - ①グループライフイベント転籍制度の申請事由の漏れを追記(離婚)
 - ②介護・看護の運用を追記(対象家族の方が介護や看護の状態にあることが証明できる書面等の提出)
- 7) 確定拠出年金のゼネラル転換時の前払い選択を追記 《退職給付規程(MI、MA)》 【対象:ゼネラル】
 - ①メイト・プロのDC加入者がゼネラル転換時に、前払い退職手当の選択は不可を明記
- 8) 確定拠出年金の諒解事項を削除(期限経過のため) 《退職給付規程(MI、MA)》 【対象:ゼネラル・メイト・プロ・スペシャル】
 - ①諒解事項の期限経過のため削除(※確定拠出年金法改正に伴う対応について～DCの加入者は2022年9月30日まで個人型年金に掛金を拠出することはできない)
- 9) 育児休業規程の諒解事項を削除(期限経過のため) 《育児休業規程》 【対象:全雇用形態】
 - ①諒解事項の期限経過のため削除(※育児介護休業法改正に伴う対応について～2022年10月1日から有効とする)
- 10) 国内出向時の労働条件の適用を明記 《国内出向規程》 【全雇用形態】
 - ①労働協約の各規程ごとに『出向元』『出向先』『出向協定書』のいずれによるかを明記
- 11) 法改正に伴い、引用する法律条数の記載変更 《健康情報等の取り扱い規程》 【全雇用形態】
 - ①個人情報保護法の改正が2023年4月1日に改正されるため、法律条文に対する引用条数の繰り下げ
- 12) 海外出張にかかる日当の見直し 《出張規程》 【全雇用形態】
 - ①物価高等の影響を勘案し、一部地域の日当を見直し

3. 労働協約の不備、誤植の修正対応

- 1) 《本則(人事)》 【対象:エルダースタッフI・エルダーアシストスタッフ】
 - ①エルダー区分の所定労働時間の記載を訂正(社会保険料適用拡大に伴う対応)
 - ②区分の便宜上表現を追記
- 2) 《短時間勤務規程》 【対象:月給制社員】
 - ①所定労働日数低減における年間日数の誤り(169日⇒168日)
- 3) 《国内出向規程》 【対象:全雇用形態】
 - ①労働時間差手当に関する表記の誤り(出向元の月間所定労働時間分数を割算する)

2. 改訂内容（本則・付属諸規定 新旧対称表）

（1）ゼネラルスタッフ

■労働協約（本則）

現行	改訂	適用																																																																	
<p>第5章 人事 第2節</p> <p>第512条(休 職) 会社は、ゼネラルスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7.その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>第5章 人事 第2節</p> <p>第512条(休 職) 会社は、ゼネラルスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7.配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域(海外・国内)において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。 8.その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>配偶者転勤休職制度の規定</p>																																																																	
<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第614条(年次有給休暇) 会社はゼネラルスタッフに対して、勤続年数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1.入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>入社</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>日数</td><td>11日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> </table> <p>(中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 (新設) (以下略)</p>	入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第614条(年次有給休暇) 会社はゼネラルスタッフに対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1.入社時に付与する年次有給休暇は、入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヵ月を平均した週所定労働日数については「週4日」を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1ヵ月を平均した所定労働時間</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>5日</td><td>11日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td> </tr> </table> <p>(中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したものとして出勤率を算出するものとする。</p>	1ヵ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	<p>入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記</p>
入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
日数	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
1ヵ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																							
<p>第14章 効力</p>	<p>第14章 効力</p>																																																																		
<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2022年4月1日</u>から<u>2023年3月31日</u>までとする。</p>	<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2023年4月1日</u>から<u>2024年3月31日</u>までとする。</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	
<p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申</p>	<p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	

現行	改訂	適用
出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2023年3月31日</u> を超えることはできない。	出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2024年3月31日</u> を超えることはできない。	
第15章 付則	第15章 付則	
第1502条 本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。 <u>2022年4月1日</u> 株式会社札幌丸井三越 代表取締役 神林 謙一 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎	第1502条 本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。 <u>2023年4月1日</u> 株式会社札幌丸井三越 代表取締役社長執行役員 神林 謙一 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎	効力の年度改定

■ 労働協約（付属諸規定）

現行	改訂	適用
賃金規程 第1章 総則	賃金規程 第1章 総則	
第102条(賃金構成) ゼネラルスタッフの通常の月例賃金は、次の通りとする。	第102条(賃金構成) ゼネラルスタッフの通常の月例賃金は、次の通りとする。	通年協議制度改定に伴う改訂（ステージB賃金構成の変更）
第2章 本給	第2章 本給	
第201条(原則)		通年協議制度改定に伴う改訂（ステージB賃金構成の変更）

現行	改訂	適用
ゼネラルスタッフの本給は、次の通りとする。 (中略) 3.ステージB以上の本給は、資格給と役割成果給とし、各人の資格及び担う役割等に応じ、本給表上に格付けする。		金構成の変更)
第204条(役割成果給) 役割成果給は、ステージC・ <u>ステージB以上</u> に対し、その職務・役割等に応じ別表の通り支給する。	第204条(役割成果給) 役割成果給は、ステージCに対し、その職務・役割等に応じ別表の通り支給する。	ステージB削除
(新設)	<u>第205条(役割給)</u> 役割給は、ステージB(役割①～役割⑥)に対し、各自の階層に応じ(別表本給表・昇給表)の通り支給する。	役割給の新設 条文繰り下げ
第205条(採用賃金) 新入社員に対しては、別表の採用賃金を支給するものとする。但し中途採用者については、本人の能力及び学歴・経験等を勘案してその都度定める。メイトスタッフからゼネラルスタッフに登用された者については、メイトスタッフ時点での本給を勘案し、決定する。	第206条(採用賃金) 新入社員に対しては、別表の採用賃金を支給するものとする。但し中途採用者については、本人の能力及び学歴・経験等を勘案してその都度定める。メイトスタッフからゼネラルスタッフに登用された者については、メイトスタッフ時点での本給を勘案し、決定する。	条文繰り下げ
第206条(本給評価による格付) 会社は、ゼネラルスタッフを本給評価し、本給表上に適正に格付けする。 (以下略)	第207条(本給評価による格付) 会社は、ゼネラルスタッフを本給評価し、本給表上に適正に格付けする。 (以下略)	条文繰り下げ
第207条(昇格昇給) 昇格昇給は、昇格考課により一定基準に達した場合に行う。 (以下略)	第208条(昇格昇給) 昇格昇給は、昇格考課により一定基準に達した場合に行う。 (以下略)	条文繰り下げ
第208条(職務異動による役割成果給の変更) ステージCの職務異動による役割成果給の変更は、年2回、4月1日時点の職務を基準とし、7月支給給与より反映し、10月1日時点の職務を基準とし、翌年1月支給給与より反映する。	第209条(職務異動による役割成果給の変更) ステージCの職務異動による役割成果給の変更は、年2回、4月1日時点の職務を基準とし、7月支給給与より反映し、10月1日時点の職務を基準とし、翌年1月支給給与より反映する。	条文繰り下げ
第209条(ゾーン異動による役割成果給の変更) ステージB以上のゾーン異動による役割成果給の変更は、異動日が16日以前の場合は翌月支給給与から、17日以降の場合は翌々月支給給与から反映する。	第210条(ゾーン異動による役割成果給の変更) ステージB以上のゾーン異動による役割給の変更は、異動日が16日以前の場合は翌月支給給与から、17日以降の場合は翌々月支給給与から反映する。	条文繰り下げ 役割成果給を役割給へ変更
第210条(昇格時の格付) ステージC以上を昇格により格付けする場合には、第201条第3項に基づき格付けする。	第211条(昇格時の格付) ステージC以上を昇格により格付けする場合には、第201条第3項に基づき格付けする。	条文繰り下げ
第211条(ステージC-tの格付) 会社は、ステージC-t(入社時に前歴、能力を勘案の上、格付けされた者を除く)を、原則として5年経過後にステージCに格付けし、第201条第2項に基づいて取扱う。但し、役割成果給については、原則として当該役割の最下位ランクに格付けする。	第212条(ステージC-tの格付) 会社は、ステージC-t(入社時に前歴、能力を勘案の上、格付けされた者を除く)を、原則として5年経過後にステージCに格付けし、第201条第2項に基づいて取扱う。但し、役割成果給については、原則として当該役割の最下位ランクに格付けする。	条文繰り下げ
第212条(メイトスタッフIIからゼネラルスタッフに採用された場合の格付) (以下略)	第213条(メイトスタッフIIからゼネラルスタッフに採用された場合の格付) (以下略)	条文繰り下げ
第213条(育児休業・介護休業および傷病休職の期間中の扱い) 育児休業・介護休業および傷病休職の期間中については、本給を変更しない。	第214条(育児休業・介護休業の期間中の扱い) 育児休業・介護休業の期間中については、本給を変更しない。	条文繰り下げ ステージB制度改定に伴い運用と合わせた表記へ変更
第3章 諸手当	第3章 諸手当	
第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定就業時間外における早出、残業に対しては、時間外勤務手当(深夜勤務分含む)として、1分間につき通常の賃金及び労働基準法に定める割増分の賃金を支給する。	第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定労働時間外労働に対しては、時間外勤務手当として、1分間につき通常の賃金及び割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は、1か月の時間外労働の時間数に応じて、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。 1.所定時間外労働 60時間以下 25% 2.所定時間外労働 60時間超 50% 但し、労働基準法第41条該当者については、時間外勤務手当は支給しない。	表記の整理

現行	改訂	適用
<p>②前項にかかわらず、フレックスタイム制勤務者については、月間所定労働時間を超えて労働した時間には1分間につき労働基準法に定める時間外勤務手当を支給する。また、午後10時から午前5時の間に労働した時間には1分間につき労働基準法に定める深夜勤務手当を支給する。</p> <p>③前2項にかかわらず、労働基準法第41条該当者については、1分間につき本給を月の所定労働時間で除した賃金をもとに労働基準法に定める深夜勤務における割増分の賃金を支給する。</p> <p>④1分間における割増分の賃金は、以下の通りとする。</p> <p>(表略)</p> <p>上記にかかわらず、所定時間外労働が1ヵ月60時間を超える場合の割増率は、以下を適用する。</p> <p>(表略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>②午後10時から午前5時の間の労働に対しては、深夜勤務手当として、1分間につき割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は25%とする。</p> <p>③前各項の割増賃金の基礎となる1分間当たりの賃金額は以下の式により算出する。</p> <p>本給/9700</p>	
<p>(別表) <ステージA> 【資格給】 135,000円(月額)</p> <p>(表略)</p> <p>【本給=資格給+共通役割給+個人成果給】</p>	<p>(別表) <ステージA> 【資格給】 137,000円(月額)</p> <p>(表略)</p> <p>【本給=資格給+共通役割給+個人成果給】</p>	<p>通年協議制度改定に伴う改訂(ステージB賃金構成の変更)制度移行の日に合わせて資格給ベア反映</p>

現行								改訂								適用		
	GM0	GM1	GM2	GM3	GM4	EM5	EM6	ランク	GM0	GM1	GM2	GM3	GM4	EM5	EM6	EM7	EM8	
1	737,000	677,000	627,000	587,000	557,000	532,000	512,000	1	739,000	679,000	629,000	589,000	559,000	534,000	514,000	499,000	489,000	
2	736,000	676,000	626,000	586,000	556,000	531,000	511,000	2	738,000	678,000	628,000	588,000	558,000	533,000	513,000	498,000	488,000	
3	735,000	675,000	625,000	585,000	555,000	530,000	510,000	3	737,000	677,000	627,000	587,000	557,000	532,000	512,000	497,000	487,000	
4	734,000	674,000	624,000	584,000	554,000	529,000	509,000	4	736,000	676,000	626,000	586,000	556,000	531,000	511,000	496,000	486,000	
5	733,000	673,000	623,000	583,000	553,000	528,000	508,000	5	735,000	675,000	625,000	585,000	555,000	530,000	510,000	495,000	485,000	
6	732,000	672,000	622,000	582,000	552,000	527,000	507,000	6	734,000	674,000	624,000	584,000	554,000	529,000	509,000	494,000	484,000	
7	731,000	671,000	621,000	581,000	551,000	526,000	506,000	7	733,000	673,000	623,000	583,000	553,000	528,000	508,000	493,000	483,000	
8	730,000	670,000	620,000	580,000	550,000	525,000	505,000	8	732,000	672,000	622,000	582,000	552,000	527,000	507,000	492,000	482,000	
9	729,000	669,000	619,000	579,000	549,000	524,000	504,000	9	731,000	671,000	621,000	581,000	551,000	526,000	506,000	491,000	481,000	
10	728,000	668,000	618,000	578,000	548,000	523,000	503,000	10	730,000	670,000	620,000	580,000	550,000	525,000	505,000	490,000	480,000	
11	727,000	667,000	617,000	577,000	547,000	522,000	502,000	11	729,000	669,000	619,000	579,000	549,000	524,000	504,000	489,000	479,000	
12	726,000	666,000	616,000	576,000	546,000	521,000	501,000	12	728,000	668,000	618,000	578,000	548,000	523,000	503,000	488,000	478,000	
13	725,000	665,000	615,000	575,000	545,000	520,000	500,000	13	727,000	667,000	617,000	577,000	547,000	522,000	502,000	487,000	477,000	
14	724,000	664,000	614,000	574,000	544,000	519,000	499,000	14	726,000	666,000	616,000	576,000	546,000	521,000	501,000	486,000	476,000	
15	723,000	663,000	613,000	573,000	543,000	518,000	498,000	15	725,000	665,000	615,000	575,000	545,000	520,000	500,000	485,000	475,000	
16	722,000	662,000	612,000	572,000	542,000	517,000	497,000	16	724,000	664,000	614,000	574,000	544,000	519,000	499,000	484,000	474,000	
17	721,000	661,000	611,000	571,000	541,000	516,000	496,000	17	723,000	663,000	613,000	573,000	543,000	518,000	498,000	483,000	473,000	
18	720,000	660,000	610,000	570,000	540,000	515,000	495,000	18	722,000	662,000	612,000	572,000	542,000	517,000	497,000	482,000	472,000	
19	719,000	659,000	609,000	569,000	539,000	514,000	494,000	19	721,000	661,000	611,000	571,000	541,000	516,000	496,000	481,000	471,000	
20	718,000	658,000	608,000	568,000	538,000	513,000	493,000	20	720,000	660,000	610,000	570,000	540,000	515,000	495,000	480,000	470,000	
21	717,000	657,000	607,000	567,000	537,000	512,000	492,000	21	719,000	659,000	609,000	569,000	539,000	514,000	494,000	479,000	469,000	
22	716,000	656,000	606,000	566,000	536,000	511,000	491,000	22	718,000	658,000	608,000	568,000	538,000	513,000	493,000	478,000	468,000	
23	715,000	655,000	605,000	565,000	535,000	510,000	490,000	23	717,000	657,000	607,000	567,000	537,000	512,000	492,000	477,000	467,000	
24	714,000	654,000	604,000	564,000	534,000	509,000	489,000	24	716,000	656,000	606,000	566,000	536,000	511,000	491,000	476,000	466,000	
25	713,000	653,000	603,000	563,000	533,000	508,000	488,000	25	715,000	655,000	605,000	565,000	535,000	510,000	490,000	475,000	465,000	
26	712,000	652,000	602,000	562,000	532,000	507,000	487,000	26	714,000	654,000	604,000	564,000	534,000	509,000	489,000	474,000	464,000	
27	711,000	651,000	601,000	561,000	531,000	506,000	486,000	27	713,000	653,000	603,000	563,000	533,000	508,000	488,000	473,000	463,000	
28	710,000	650,000	600,000	560,000	530,000	505,000	485,000	28	712,000	652,000	602,000	562,000	532,000	507,000	487,000	472,000	462,000	
29	709,000	649,000	599,000	559,000	529,000	504,000	484,000	29	711,000	651,000	601,000	561,000	531,000	506,000	486,000	471,000	461,000	
30	708,000	648,000	598,000	558,000	528,000	503,000	483,000	30	710,000	650,000	600,000	560,000	530,000	505,000	485,000	470,000	460,000	
31	707,000	647,000	597,000	557,000	527,000	502,000	482,000	31	709,000	649,000	599,000	559,000	529,000	504,000	484,000	469,000	459,000	
32	706,000	646,000	596,000	556,000	526,000	501,000	481,000	32	708,000	648,000	598,000	558,000	528,000	503,000	483,000	468,000	458,000	
33	705,000	645,000	595,000	555,000	525,000	500,000	480,000	33	707,000	647,000	597,000	557,000	527,000	502,000	482,000	467,000	457,000	
34	704,000	644,000	594,000	554,000	524,000	499,000	479,000	34	706,000	646,000	596,000	556,000	526,000	501,000	481,000	466,000	456,000	
35	703,000	643,000	593,000	553,000	523,000	498,000	478,000	35	705,000	645,000	595,000	555,000	525,000	500,000	480,000	465,000	455,000	
36	702,000	642,000	592,000	552,000	522,000	497,000	477,000	36	704,000	644,000	594,000	554,000	524,000	499,000	479,000	464,000	454,000	
37	701,000	641,000	591,000	551,000	521,000	496,000	476,000	37	703,000	643,000	593,000	553,000	523,000	498,000	478,000	463,000	453,000	
38	700,000	640,000	590,000	550,000	520,000	495,000	475,000	38	702,000	642,000	592,000	552,000	522,000	497,000	477,000	462,000	452,000	
39	699,000	639,000	589,000	549,000	519,000	494,000	474,000	39	701,000	641,000	591,000	551,000	521,000	496,000	476,000	461,000	451,000	
40	698,000	638,000	588,000	548,000	518,000	493,000	473,000	40	700,000	640,000	590,000	550,000	520,000	495,000	475,000	460,000	450,000	
41	697,000	637,000	587,000	547,000	517,000	492,000	472,000	41	699,000	639,000	589,000	549,000	519,000	494,000	474,000	459,000	449,000	
42	696,000	636,000	586,000	546,000	516,000	491,000	471,000	42	698,000	638,000	588,000	548,000	518,000	493,000	473,000	458,000	448,000	
43	695,000	635,000	585,000	545,000	515,000	490,000	470,000	43	697,000	637,000	587,000	547,000	517,000	492,000	472,000	457,000	447,000	
44	694,000	634,000	584,000	544,000	514,000	489,000	469,000	44	696,000	636,000	586,000	546,000	516,000	491,000	471,000	456,000	446,000	
45	693,000	633,000	583,000	543,000	513,000	488,000	468,000	45	695,000	635,000	585,000	545,000	515,000	490,000	470,000	455,000	445,000	
46	692,000	632,000	582,000	542,000	512,000	487,000	467,000	46	694,000	634,000	584,000	544,000	514,000	489,000	469,000	454,000	444,000	
47	691,000	631,000	581,000	541,000	511,000	486,000	466,000	47	693,000	633,000	583,000	543,000	513,000	488,000	468,000	453,000	443,000	
48	690,000	630,000	580,000	540,000	510,000	485,000	465,000	48	692,000	632,000	582,000	542,000	512,000	487,000	467,000	452,000	442,000	
49	689,000	629,000	579,000	539,000	509,000	484,000	464,000	49	691,000	631,000	581,000	541,000	511,000	486,000	466,000	451,000	441,000	
50	688,000	628,000	578,000	538,000	508,000	483,000	463,000	50	690,000	630,000	580,000	540,000	510,000	485,000	465,000	450,000	440,000	
51	687,000	627,000	577,000	537,000	507,000	482,000	462,000	51	689,000	629,000	579,000	539,000	509,000	484,000	464,000	449,000	439,000	
52	686,000	626,000	576,000	536,000	506,000	481,000	461,000	52	688,000	628,000	578,000	538,000	508,000	483,000	463,000	448,000	438,000	
53	685,000	625,000	575,000	535,000	505,000	480,000	460,000	53	687,000	627,000	577,000	537,000	507,000	482,000	462,000	447,000	437,000	
54	684,000	624,000	574,000	534,000	504,000	479,000	459,000	54	686,000	626,000	576,000	536,000	506,000	481,000	461,000	446,000	436,000	
55	683,000	623,000	573,000	533,000	503,000	478,000	458,000	55	685,000	625,000	575,000	535,000	505,000	480,000	460,000	445,000	435,000	
56	682,000	622,000	572,000	532,000	502,000	477,000	457,000	56	684,000	624,000	574,000	534,000	504,000	479,000	459,000	444,000	434,000	
57	681,000	621,000	571,000	531,000	501,000	476,000	456,000	57	683,000	623,000	573							

現行											改訂											適用
役員ゾーン											役員ゾーン											
	4	5	6	7	8	9	10	新任			4	5	6	7	8	9	10	新任				
1	480,000										480,000											
2	475,000										475,000											
3	470,000	470,000									470,000	470,000										
4	465,000	465,000									465,000	465,000										
5	460,000	460,000									460,000	460,000										
6	455,000	455,000	455,000								455,000	455,000	455,000									
7	450,000	450,000	450,000								450,000	450,000	450,000									
8	445,000	445,000	445,000								445,000	445,000										
9		440,000	440,000								440,000	440,000										
10			435,000	435,000							435,000	435,000										
11			430,000	430,000							430,000	430,000										
12			425,000	425,000							425,000	425,000										
13			420,000	420,000							420,000	420,000										
14			415,000	415,000							415,000	415,000										
15			410,000	410,000							410,000	410,000										
16			405,000	405,000							405,000	405,000										
17			400,000	400,000							400,000	400,000										
18			395,000	395,000							395,000	395,000										
19			390,000	390,000							390,000	390,000										
20			385,000	385,000							385,000	385,000										
21			380,000	380,000							380,000	380,000										
22			375,000	375,000							375,000	375,000										
23			370,000	370,000							370,000	370,000										
24			365,000	365,000							365,000	365,000										
25			360,000	360,000	360,000						360,000	360,000	360,000								360,000	
26			355,000	355,000	355,000						355,000	355,000									355,000	
27			350,000	350,000							350,000	350,000									350,000	
28			345,000	345,000							345,000	345,000									345,000	
29			340,000	340,000							340,000	340,000									340,000	
30			335,000	335,000							335,000	335,000									335,000	
31			330,000	330,000							330,000	330,000									330,000	

評価	ゾーンランク	S	A	B	C	D
ランクアップ数	各ゾーンの最上位ランク	±0	±0	±0	▲1	▲2
	4ゾーン：2～6ランク					
	5ゾーン：4～8ランク					
	6ゾーン：7～13ランク					
	7ゾーン：11～18ランク	+2	+1	±0	▲1	▲2
	8ゾーン：16～24ランク					
	9ゾーン：21～28ランク					
	10ゾーン：26～33ランク					
	各ゾーンの最下位ランク	+2	+1	±0	±0	±0

(新設)

評価	ゾーンランク	S	A	B	C	D
ランクアップ数	各ゾーンの最上位ランク	±0	±0	±0	▲1	▲2
	4ゾーン：2～6ランク					
	5ゾーン：4～8ランク					
	6ゾーン：7～13ランク					
	7ゾーン：11～18ランク	+2	+1	±0	▲1	▲2
	8ゾーン：16～24ランク					
	9ゾーン：21～28ランク					
	10ゾーン：26～33ランク					
	各ゾーンの最下位ランク	+2	+1	±0	±0	±0

【読解事項】 以下の新賃金表は2023年6月16日からの使用とする
<ステージB>
【資格給】 62,000円(月額)

【役割給】(月額、単位:円)

役割 (PV)	役割①	役割②	役割③	役割④	役割⑤	役割⑥
金額	80,000	70,000	60,000	50,000	30,000	10,000

【個人成果給】(月額、単位:円)

B3		B2		B1	
ランク	個人成果給	ランク	個人成果給	ランク	個人成果給
1	354,000	25	330,000	59	296,000
2	353,000	26	329,000	60	295,000
3	352,000	27	328,000	61	294,000
4	351,000	28	327,000	62	293,000
5	350,000	29	326,000	63	292,000
6	349,000	30	325,000	64	291,000
7	348,000	31	324,000	65	290,000
8	347,000	32	323,000	66	289,000
9	346,000	33	322,000	67	288,000
10	345,000	34	321,000	68	287,000
11	344,000	35	320,000	69	286,000
12	343,000	36	319,000	70	285,000
13	342,000	37	318,000	71	284,000
14	341,000	38	317,000	72	283,000
15	340,000	39	316,000	73	282,000
16	339,000	40	315,000	74	281,000
17	338,000	41	314,000	75	280,000
18	337,000	42	313,000	76	279,000
19	336,000	43	312,000	77	278,000
20	335,000	44	311,000	78	277,000
21	334,000	45	310,000	79	276,000
22	333,000	46	309,000	80	275,000
23	332,000	47	308,000	81	274,000
24	331,000	48	307,000	82	273,000
25	330,000	49	306,000	83	272,000
26	329,000	50	305,000	84	271,000
27	328,000	51	304,000	85	270,000
28	327,000	52	303,000	86	269,000
29	326,000	53	302,000	87	268,000
30	325,000	54	301,000	88	267,000
31	324,000	55	300,000	89	266,000
32	323,000	56	299,000	90	265,000
33	322,000	57	298,000	91	264,000
34	321,000	58	297,000	92	263,000
35	320,000	59	296,000	93	262,000
36	319,000	60	295,000	94	261,000
37	318,000	61	294,000	95	260,000
38	317,000	62	293,000	96	259,000
39	316,000	63	292,000	97	258,000
40	315,000	64	291,000	98	257,000
41	314,000	65	290,000	99	256,000
		66	289,000	100	255,000
		67	288,000	101	254,000
		68	287,000	102	253,000
		69	286,000	103	252,000
		70	285,000	104	251,000
		71	284,000	105	250,000
		72	283,000	106	249,000
		73	282,000	107	248,000
		74	281,000	108	247,000
		75	280,000	109	246,000
		76	279,000	110	245,000
		77	278,000	111	244,000
				112	243,000
				113	242,000
				114	241,000
				115	240,000

現行

改訂

適用

【昇給表】

単位：1000円

ランク	S	A	B	C
最上位	0	0	0	-5
R1 1~41	+8	+3	0	-5
R2 25~77	+10	+5	+2	-3
R3 59~115	+12	+7	+3	-1
最下位	+12	+7	+3	0

【本給＝資格給＋役割給＋個人成果給】(月額、単位:円)

本給 (資格給＋役割給＋個人成果給) 1

ランク	資格給	役割給	個人成果給	本給	個人成果給	
1	506,000	496,000	489,000	478,000	458,000	426,000
2	505,000	495,000	485,000	475,000	455,000	425,000
3	504,000	494,000	484,000	474,000	454,000	424,000
4	503,000	493,000	483,000	473,000	453,000	423,000
5	502,000	492,000	482,000	472,000	452,000	422,000
6	501,000	491,000	481,000	471,000	451,000	421,000
7	500,000	490,000	480,000	470,000	450,000	420,000
8	499,000	489,000	479,000	469,000	449,000	419,000
9	498,000	488,000	478,000	468,000	448,000	418,000
10	497,000	487,000	477,000	467,000	447,000	417,000
11	496,000	486,000	476,000	466,000	446,000	416,000
12	495,000	485,000	475,000	465,000	445,000	415,000
13	494,000	484,000	474,000	464,000	444,000	414,000
14	493,000	483,000	473,000	463,000	443,000	413,000
15	492,000	482,000	472,000	462,000	442,000	412,000
16	491,000	481,000	471,000	461,000	441,000	411,000
17	490,000	480,000	470,000	460,000	440,000	410,000
18	489,000	479,000	469,000	459,000	439,000	409,000
19	488,000	478,000	468,000	458,000	438,000	408,000
20	487,000	477,000	467,000	457,000	437,000	407,000
21	486,000	476,000	466,000	456,000	436,000	406,000
22	485,000	475,000	465,000	455,000	435,000	405,000
23	484,000	474,000	464,000	454,000	434,000	404,000
24	483,000	473,000	463,000	453,000	433,000	403,000
25	482,000	472,000	462,000	452,000	432,000	402,000
26	481,000	471,000	461,000	451,000	431,000	401,000
27	480,000	470,000	460,000	450,000	430,000	400,000
28	479,000	469,000	459,000	449,000	429,000	399,000
29	478,000	468,000	458,000	448,000	428,000	398,000
30	477,000	467,000	457,000	447,000	427,000	397,000
31	476,000	466,000	456,000	446,000	426,000	396,000
32	475,000	465,000	455,000	445,000	425,000	395,000
33	474,000	464,000	454,000	444,000	424,000	394,000
34	473,000	463,000	453,000	443,000	423,000	393,000
35	472,000	462,000	452,000	442,000	422,000	392,000
36	471,000	461,000	451,000	441,000	421,000	391,000
37	470,000	460,000	450,000	440,000	420,000	390,000
38	469,000	459,000	449,000	439,000	419,000	389,000
39	468,000	458,000	448,000	438,000	418,000	388,000
40	467,000	457,000	447,000	437,000	417,000	387,000
41	466,000	456,000	446,000	436,000	416,000	386,000

ランク	資格給	役割給	個人成果給	本給	個人成果給	
25	482,000	472,000	462,000	452,000	432,000	402,000
26	481,000	471,000	461,000	451,000	431,000	401,000
27	480,000	470,000	460,000	450,000	430,000	400,000
28	479,000	469,000	459,000	449,000	429,000	399,000
29	478,000	468,000	458,000	448,000	428,000	398,000
30	477,000	467,000	457,000	447,000	427,000	397,000
31	476,000	466,000	456,000	446,000	426,000	396,000
32	475,000	465,000	455,000	445,000	425,000	395,000
33	474,000	464,000	454,000	444,000	424,000	394,000
34	473,000	463,000	453,000	443,000	423,000	393,000
35	472,000	462,000	452,000	442,000	422,000	392,000
36	471,000	461,000	451,000	441,000	421,000	391,000
37	470,000	460,000	450,000	440,000	420,000	390,000
38	469,000	459,000	449,000	439,000	419,000	389,000
39	468,000	458,000	448,000	438,000	418,000	388,000
40	467,000	457,000	447,000	437,000	417,000	387,000
41	466,000	456,000	446,000	436,000	416,000	386,000
42	465,000	455,000	445,000	435,000	415,000	385,000
43	464,000	454,000	444,000	434,000	414,000	384,000
44	463,000	453,000	443,000	433,000	413,000	383,000
45	462,000	452,000	442,000	432,000	412,000	382,000
46	461,000	451,000	441,000	431,000	411,000	381,000
47	460,000	450,000	440,000	430,000	410,000	380,000
48	459,000	449,000	439,000	429,000	409,000	379,000
49	458,000	448,000	438,000	428,000	408,000	378,000
50	457,000	447,000	437,000	427,000	407,000	377,000
51	456,000	446,000	436,000	426,000	406,000	376,000
52	455,000	445,000	435,000	425,000	405,000	375,000
53	454,000	444,000	434,000	424,000	404,000	374,000
54	453,000	443,000	433,000	423,000	403,000	373,000
55	452,000	442,000	432,000	422,000	402,000	372,000
56	451,000	441,000	431,000	421,000	401,000	371,000
57	450,000	440,000	430,000	420,000	400,000	370,000
58	449,000	439,000	429,000	419,000	399,000	369,000
59	448,000	438,000	428,000	418,000	398,000	368,000
60	447,000	437,000	427,000	417,000	397,000	367,000
61	446,000	436,000	426,000	416,000	396,000	366,000
62	445,000	435,000	425,000	415,000	395,000	365,000
63	444,000	434,000	424,000	414,000	394,000	364,000
64	443,000	433,000	423,000	413,000	393,000	363,000
65	442,000	432,000	422,000	412,000	392,000	362,000
66	441,000	431,000	421,000	411,000	391,000	361,000
67	440,000	430,000	420,000	410,000	390,000	360,000
68	439,000	429,000	419,000	409,000	389,000	359,000
69	438,000	428,000	418,000	408,000	388,000	358,000
70	437,000	427,000	417,000	407,000	387,000	357,000
71	436,000	426,000	416,000	406,000	386,000	356,000
72	435,000	425,000	415,000	405,000	385,000	355,000
73	434,000	424,000	414,000	404,000	384,000	354,000
74	433,000	423,000	413,000	403,000	383,000	353,000
75	432,000	422,000	412,000	402,000	382,000	352,000
76	431,000	421,000	411,000	401,000	381,000	351,000
77	430,000	420,000	410,000	400,000	380,000	350,000

ランク	資格給	役割給	個人成果給	本給	個人成果給	
59	448,000	438,000	428,000	418,000	398,000	368,000
60	447,000	437,000	427,000	417,000	397,000	367,000
61	446,000	436,000	426,000	416,000	396,000	366,000
62	445,000	435,000	425,000	415,000	395,000	365,000
63	444,000	434,000	424,000	414,000	394,000	364,000
64	443,000	433,000	423,000	413,000	393,000	363,000
65	442,000	432,000	422,000	412,000	392,000	362,000
66	441,000	431,000	421,000	411,000	391,000	361,000
67	440,000	430,000	420,000	410,000	390,000	360,000
68	439,000	429,000	419,000	409,000	389,000	359,000
69	438,000	428,000	418,000	408,000	388,000	358,000
70	437,000	427,000	417,000	407,000	387,000	357,000
71	436,000	426,000	416,000	406,000	386,000	356,000
72	435,000	425,000	415,000	405,000	385,000	355,000
73	434,000	424,000	414,000	404,000	384,000	354,000
74	433,000	423,000	413,000	403,000	383,000	353,000
75	432,000	422,000	412,000	402,000	382,000	352,000
76	431,000	421,000	411,000	401,000	381,000	351,000
77	430,000	420,000	410,000	400,000	380,000	350,000
78	429,000	419,000	409,000	399,000	379,000	349,000
79	428,000	418,000	408,000	398,000	378,000	348,000
80	427,000	417,000	407,000	397,000	377,000	347,000
81	426,000	416,000	406,000	396,000	376,000	346,000
82	425,000	415,000	405,000	395,000	375,000	345,000
83	424,000	414,000	404,000	394,000	374,000	344,000
84	423,000	413,000	403,000	393,000	373,000	343,000
85	422,000	412,000	402,000	392,000	372,000	342,000
86	421,000	411,000	401,000	391,000	371,000	341,000
87	420,000	410,000	400,000	390,000	370,000	340,000
88	419,000	409,000	399,000	389,000	369,000	339,000
89	418,000	408,000	398,000	388,000	368,000	338,000
90	417,000	407,000	397,000	387,000	367,000	337,000
91	416,000	406,000	396,000	386,000	366,000	336,000
92	415,000	405,000	395,000	385,000	365,000	335,000
93	414,000	404,000	394,000	384,000	364,000	334,000
94	413,000	403,000	393,000	383,000	363,000	333,000
95	412,000	402,000	392,000	382,000	362,000	332,000
96	411,000	401,000	391,000	381,000	361,000	331,000
97	410,000	400,000	390,000	380,000	360,000	330,000
98	409,000	399,000	389,000	379,000	359,000	329,000
99	408,000	398,000	388,000	378,000	358,000	328,000
100	407,000	397,000	387,000	377,000	357,000	327,000
101	406,000	396,000	3			

現行	改訂	適用
----	----	----

<ステージC>
【ベース給】 165,000円(月額)
 (表略)
【ステージCの本給】 本給＝ベース給＋役割成果給(月額、単位:円)

ランク	リサーチ職	IT・データ職	サブ職	販売一般	業務	専門	セールス
1	301,000						301,000
2	300,000						300,000
3	299,000						299,000
4	298,000						298,000
5	297,000						297,000
6	296,000						296,000
7	295,000						295,000
8	294,000						294,000
9	293,000						293,000
10	292,000						292,000
11	291,000	291,000					291,000
12	290,000	290,000					290,000
13	289,000	289,000					289,000
14	288,000	288,000					288,000
15	287,000	287,000					287,000
16	286,000	286,000					286,000
17	285,000	285,000					285,000
18	284,000	284,000					284,000
19	283,000	283,000					283,000
20	282,000	282,000					282,000
21	281,000	281,000	281,000			281,000	281,000
22	280,000	280,000	280,000			280,000	280,000
23	279,000	279,000	279,000			279,000	279,000
24	278,000	278,000	278,000			278,000	278,000
25	277,000	277,000	277,000			277,000	277,000
26	276,000	276,000	276,000			276,000	276,000
27	275,000	275,000	275,000			275,000	275,000
28	274,000	274,000	274,000			274,000	274,000
29	273,000	273,000	273,000			273,000	273,000
30	272,000	272,000	272,000			272,000	272,000
31	271,000	271,000	271,000	271,000		271,000	271,000
32	270,000	270,000	270,000	270,000		270,000	270,000
33	269,000	269,000	269,000	269,000		269,000	269,000
34	268,000	268,000	268,000	268,000		268,000	268,000
35	267,000	267,000	267,000	267,000		267,000	267,000
36	266,000	266,000	266,000	266,000		266,000	266,000
37	265,000	265,000	265,000	265,000		265,000	265,000
38	264,000	264,000	264,000	264,000		264,000	264,000
39	263,000	263,000	263,000	263,000		263,000	263,000
40	262,000	262,000	262,000	262,000		262,000	262,000
41	261,000	261,000	261,000	261,000		261,000	261,000
42	260,000	260,000	260,000	260,000		260,000	260,000
43	259,000	259,000	259,000	259,000		259,000	259,000
44	258,000	258,000	258,000	258,000		258,000	258,000
45	257,000	257,000	257,000	257,000		257,000	257,000
46	256,000	256,000	256,000	256,000		256,000	256,000
47	255,000	255,000	255,000	255,000		255,000	255,000
48	254,000	254,000	254,000	254,000		254,000	254,000
49	253,000	253,000	253,000	253,000		253,000	253,000
50	252,000	252,000	252,000	252,000		252,000	252,000
51	251,000	251,000	251,000	251,000		251,000	251,000
52	250,000	250,000	250,000	250,000		250,000	250,000
53	249,000	249,000	249,000	249,000		249,000	249,000
54	248,000	248,000	248,000	248,000		248,000	248,000
55	247,000	247,000	247,000	247,000		247,000	247,000
56	246,000	246,000	246,000	246,000		246,000	246,000
57	245,000	245,000	245,000	245,000		245,000	245,000
58	244,000	244,000	244,000	244,000		244,000	244,000
59	243,000	243,000	243,000	243,000		243,000	243,000
60	242,000	242,000	242,000	242,000		242,000	242,000
61	241,000	241,000	241,000	241,000		241,000	241,000
62	240,000	240,000	240,000	240,000		240,000	240,000
63	239,000	239,000	239,000	239,000		239,000	239,000
64	238,000	238,000	238,000	238,000		238,000	238,000
65	237,000	237,000	237,000	237,000		237,000	237,000
66	236,000	236,000	236,000	236,000		236,000	236,000
67	235,000	235,000	235,000	235,000		235,000	235,000
68	234,000	234,000	234,000	234,000		234,000	234,000
69	233,000	233,000	233,000	233,000		233,000	233,000
70	232,000	232,000	232,000	232,000		232,000	232,000
71	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000	231,000
72	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000
73	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000	229,000
74	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000
75	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000	227,000
76	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000
77	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000	225,000
78	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000	224,000
79	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000
80	222,000	222,000	222,000	222,000	222,000	222,000	222,000
81	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000
82	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000
83	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000	219,000
84	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000	218,000
85	217,000	217,000	217,000	217,000	217,000	217,000	217,000
86	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000
87	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000
88	214,000	214,000	214,000	214,000	214,000	214,000	214,000
89	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000
90	212,000	212,000	212,000	212,000	212,000	212,000	212,000
91	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000	211,000
92	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000
93	209,000	209,000	209,000	209,000	209,000	209,000	209,000

ステージC-のベース給※2020年4月1日から適用

【本給表】ベース給

ランク	ベース給
1	246,000
2	244,500
3	243,000
4	241,500
5	240,000
6	238,500
7	237,000
8	235,500
9	234,000
10	232,500
11	231,000
12	229,500
13	228,000
14	226,500
15	225,000
16	223,500
17	222,000
18	220,500
19	219,000
20	217,500
21	216,000
22	214,500
23	213,000
24	211,500
25	210,000
26	208,500
27	207,000
28	205,500
29	204,000
初給	202,000

<ステージC>
【ベース給】 167,000円(月額)
 (表略)
【ステージCの本給】 本給＝ベース給＋役割成果給(月額、単位:円)

ランク	リサーチ職	IT・データ職	サブ職	販売一般	業務	専門	セールス
1	303,000						303,000
2	302,000						302,000
3	301,000						301,000
4	300,000						300,000
5	299,000						299,000
6	298,000						298,000
7	297,000						297,000
8	296,000						296,000
9	295,000						295,000
10	294,000						294,000
11	293,000	293,000					293,000
12	292,000	292,000					292,000
13	291,000	291,000					291,000
14	290,000	290,000					290,000
15	289,000	289,000					289,000
16	288,000	288,000					288,000
17	287,000	287,000					287,000
18	286,000	286,000					286,000
19	285,000	285,000					285,000
20	284,000	284,000					284,000
21	283,000	283,000	283,000			283,000	283,000
22	282,000	282,000	282,000			282,000	282,000
23	281,000	281,000	281,000			281,000	281,000
24	280,000	280,000	280,000			280,000	280,000
25	279,000	279,000	279,000			279,000	279,000
26	278,000	278,000	278,000			278,000	278,000
27	277,000	277,000	277,000			277,000	277,000
28	276,000	276,000	276,000			276,000	276,000
29	275,000	275,000	275,000			275,000	275,000
30	274,000	274,000	274,000			274,000	274,000
31	273,000	273,000	273,000	273,000		273,000	273,000
32	272,000	272,000	272,000	272,000		272,000	272,000
33	271,000	271,000	271,000	271,000		271,000	271,000
34	270,000	270,000	270,000	270,000		270,000	270,000
35	269,000	269,000	269,000	269,000		269,000	269,000
36	268,000	268,000	268,000	268,000		268,000	268,000
37	267,000	267,000	267,000	267,000		267,000	267,000
38	266,000	266,000	266,000	266,000		266,000	266,000
39	265,000	265,000	265,000	265,000		265,000	265,000
40	264,000	264,000	264,000	264,000		264,000	264,000
41	263,000	263,000	263,000	263,000		263,000	263,000
42	262,000	262,000	262,000	262,000		262,000	262,000
43	261,000	261,000	261,000	261,000		261,000	261,000
44	260,000	260,000	260,000	260,000</			

現行	改訂	適用																																																																																																																																																																																	
<p>退職給付規程(MIゼネラルスタッフ用) 第3章 確定拠出年金</p> <p>第306条(加入を希望しない者への代替措置) (中略)</p> <p>⑥ 確定拠出年金制度へ加入した者は、退職給付前払い手当の支給を受ける方法に変更することはできない。</p> <p>〔諒解事項〕 第303条の2第3項にかかわらず、確定拠出年金の加入者は、2022年9月30日まで個人型年金に掛金を拠出することはできない。</p>	<p>退職給付規程(MIゼネラルスタッフ用) 第3章 確定拠出年金</p> <p>第306条(加入を希望しない者への代替措置) (中略)</p> <p>また、メイト社員から社員に転換した者で、メイト社員として確定拠出年金に加入した者も、転換時に確定拠出年金制度の非加入を選択することはできない。</p> <p>⑥ 確定拠出年金制度へ加入した者は、退職給付前払い手当の支給を受ける方法に変更することはできない。</p> <p>(削除)</p>	<p>期日が経過したため削除 メイト社員DC加入者は社員転換時に前払い退職手当選択不可を明記</p>																																																																																																																																																																																	
<p>(別表2) 役割ポイント ※2021年7月1日から運用</p> <table border="1" data-bbox="81 651 662 719"> <thead> <tr> <th rowspan="2">等級</th> <th colspan="3">ステージC</th> <th colspan="6">ステージB</th> <th colspan="8">ステージA</th> </tr> <tr> <th>C-1</th> <th>C</th> <th>新任</th> <th>10</th> <th>9</th> <th>8</th> <th>7</th> <th>6</th> <th>5</th> <th>4</th> <th>EM8</th> <th>EM7</th> <th>EM6</th> <th>EM5</th> <th>GM4</th> <th>GM3</th> <th>GM2</th> <th>GM1</th> <th>GM0</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポイント</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>38</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	等級	ステージC			ステージB						ステージA								C-1	C	新任	10	9	8	7	6	5	4	EM8	EM7	EM6	EM5	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0	ポイント	0	8	12	12	16	22	24	26	28	30	16	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	<p>(別表2) 役割ポイント ※2021年7月1日から2023年6月30日まで運用</p> <table border="1" data-bbox="692 651 1273 719"> <thead> <tr> <th rowspan="2">等級</th> <th colspan="3">ステージC</th> <th colspan="6">ステージB</th> <th colspan="8">ステージA</th> </tr> <tr> <th>C-1</th> <th>C</th> <th>新任</th> <th>10</th> <th>9</th> <th>8</th> <th>7</th> <th>6</th> <th>5</th> <th>4</th> <th>EM8</th> <th>EM7</th> <th>EM6</th> <th>EM5</th> <th>GM4</th> <th>GM3</th> <th>GM2</th> <th>GM1</th> <th>GM0</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポイント</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>38</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2023年7月1日から運用</p> <table border="1" data-bbox="692 824 1273 875"> <thead> <tr> <th rowspan="2">等級</th> <th colspan="3">ステージC</th> <th colspan="6">ステージB</th> <th colspan="8">ステージA</th> </tr> <tr> <th>C-1</th> <th>C</th> <th>新任</th> <th>10</th> <th>9</th> <th>8</th> <th>7</th> <th>6</th> <th>5</th> <th>4</th> <th>EM8</th> <th>EM7</th> <th>EM6</th> <th>EM5</th> <th>GM4</th> <th>GM3</th> <th>GM2</th> <th>GM1</th> <th>GM0</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポイント</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>38</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	等級	ステージC			ステージB						ステージA								C-1	C	新任	10	9	8	7	6	5	4	EM8	EM7	EM6	EM5	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0	ポイント	0	8	12	12	16	22	24	26	28	30	16	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	等級	ステージC			ステージB						ステージA								C-1	C	新任	10	9	8	7	6	5	4	EM8	EM7	EM6	EM5	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0	ポイント	0	8	12	12	16	22	24	26	28	30	16	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	<p>通年協議(ステージB賃金構成の変更)に伴う、別表の改訂</p>
等級		ステージC			ステージB						ステージA																																																																																																																																																																								
	C-1	C	新任	10	9	8	7	6	5	4	EM8	EM7	EM6	EM5	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0																																																																																																																																																																
ポイント	0	8	12	12	16	22	24	26	28	30	16	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40																																																																																																																																																														
等級	ステージC			ステージB						ステージA																																																																																																																																																																									
	C-1	C	新任	10	9	8	7	6	5	4	EM8	EM7	EM6	EM5	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0																																																																																																																																																																
ポイント	0	8	12	12	16	22	24	26	28	30	16	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40																																																																																																																																																														
等級	ステージC			ステージB						ステージA																																																																																																																																																																									
	C-1	C	新任	10	9	8	7	6	5	4	EM8	EM7	EM6	EM5	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0																																																																																																																																																																
ポイント	0	8	12	12	16	22	24	26	28	30	16	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40																																																																																																																																																														
<p>退職給付規程規程(MAゼネラルスタッフ用) 第3章 確定拠出年金</p> <p>第307条(加入を希望しない者への代替措置) (中略)</p> <p>④ 確定拠出年金制度へ加入した者は、前払い手当の支給を受ける方法に変更することはできない。</p> <p>(新設)</p> <p>〔諒解事項〕 第303条の2第3項にかかわらず、確定拠出年金の加入者は、2022年9月30日まで個人型年金に掛金を拠出することはできない。</p>	<p>退職給付規程規程(MAゼネラルスタッフ用) 第3章 確定拠出年金</p> <p>第307条(加入を希望しない者への代替措置) (中略)</p> <p>④ 確定拠出年金制度へ加入した者は、前払い手当の支給を受ける方法に変更することはできない。</p> <p>また、メイト社員から社員に転換した者で、メイト社員として確定拠出年金に加入した者も、転換時に確定拠出年金制度の非加入を選択することはできない。</p>	<p>期日が経過したため削除 メイト社員DC加入者は社員転換時に前払い退職手当選択不可を明記</p>																																																																																																																																																																																	
<p>(別表2) 役割ポイント ※2021年7月1日から運用</p> <table border="1" data-bbox="81 1424 662 1491"> <thead> <tr> <th rowspan="2">等級</th> <th colspan="3">ステージC</th> <th colspan="6">ステージB</th> <th colspan="8">ステージA</th> </tr> <tr> <th>C-1</th> <th>C</th> <th>新任</th> <th>10</th> <th>9</th> <th>8</th> <th>7</th> <th>6</th> <th>5</th> <th>4</th> <th>EM8</th> <th>EM7</th> <th>EM6</th> <th>EM5</th> <th>GM4</th> <th>GM3</th> <th>GM2</th> <th>GM1</th> <th>GM0</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポイント</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>38</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	等級	ステージC			ステージB						ステージA								C-1	C	新任	10	9	8	7	6	5	4	EM8	EM7	EM6	EM5	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0	ポイント	0	8	12	12	16	22	24	26	28	30	16	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	<p>(別表2) 役割ポイント ※2021年7月1日から2023年6月30日まで運用</p> <table border="1" data-bbox="692 1424 1273 1491"> <thead> <tr> <th rowspan="2">等級</th> <th colspan="3">ステージC</th> <th colspan="6">ステージB</th> <th colspan="8">ステージA</th> </tr> <tr> <th>C-1</th> <th>C</th> <th>新任</th> <th>10</th> <th>9</th> <th>8</th> <th>7</th> <th>6</th> <th>5</th> <th>4</th> <th>EM8</th> <th>EM7</th> <th>EM6</th> <th>EM5</th> <th>GM4</th> <th>GM3</th> <th>GM2</th> <th>GM1</th> <th>GM0</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポイント</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>38</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2023年7月1日から運用</p> <table border="1" data-bbox="692 1597 1273 1648"> <thead> <tr> <th rowspan="2">等級</th> <th colspan="3">ステージC</th> <th colspan="6">ステージB</th> <th colspan="8">ステージA</th> </tr> <tr> <th>C-1</th> <th>C</th> <th>新任</th> <th>10</th> <th>9</th> <th>8</th> <th>7</th> <th>6</th> <th>5</th> <th>4</th> <th>EM8</th> <th>EM7</th> <th>EM6</th> <th>EM5</th> <th>GM4</th> <th>GM3</th> <th>GM2</th> <th>GM1</th> <th>GM0</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポイント</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> <td>32</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>38</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	等級	ステージC			ステージB						ステージA								C-1	C	新任	10	9	8	7	6	5	4	EM8	EM7	EM6	EM5	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0	ポイント	0	8	12	12	16	22	24	26	28	30	16	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	等級	ステージC			ステージB						ステージA								C-1	C	新任	10	9	8	7	6	5	4	EM8	EM7	EM6	EM5	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0	ポイント	0	8	12	12	16	22	24	26	28	30	16	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	<p>通年協議(ステージB賃金構成の変更)に伴う、別表の改訂</p>
等級		ステージC			ステージB						ステージA																																																																																																																																																																								
	C-1	C	新任	10	9	8	7	6	5	4	EM8	EM7	EM6	EM5	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0																																																																																																																																																																
ポイント	0	8	12	12	16	22	24	26	28	30	16	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40																																																																																																																																																														
等級	ステージC			ステージB						ステージA																																																																																																																																																																									
	C-1	C	新任	10	9	8	7	6	5	4	EM8	EM7	EM6	EM5	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0																																																																																																																																																																
ポイント	0	8	12	12	16	22	24	26	28	30	16	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40																																																																																																																																																														
等級	ステージC			ステージB						ステージA																																																																																																																																																																									
	C-1	C	新任	10	9	8	7	6	5	4	EM8	EM7	EM6	EM5	GM4	GM3	GM2	GM1	GM0																																																																																																																																																																
ポイント	0	8	12	12	16	22	24	26	28	30	16	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40																																																																																																																																																														
<p>キャリア形成支援制度規程 第5章 ライフイベント再雇用制度</p> <p>第502条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (中略) 5.退職事由が、結婚、出産、育児、介護または配偶者転勤のいずれかである者。</p>	<p>キャリア形成支援制度規程 第5章 ライフイベント再雇用制度</p> <p>第502条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 (中略) 5.退職事由が、結婚、出産、育児、介護または配偶者転勤のいずれかである者。</p>	<p>ネクストキャリア支援制度導入による対象外を追記</p>																																																																																																																																																																																	

現行	改訂	適用
(新設)	<u>但し、ネクストキャリア制度を利用した者は対象者から除く。</u>	
第6章 グループプライバート転籍制度	第6章 グループプライバート転籍制度	
第603条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日2年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 1.結婚・配偶者転勤 原則新会社雇用時点で配偶者と同居するに限る。 2.介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 (新設) (以下略) (新設)	第603条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。 (中略) 2.介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。 (中略) 4.離婚	昨年度改訂ミス 対象家族の状況の証明に関する運用面での補足
(新設)	第8章ネクストキャリア支援制度	2022年11月覚書反映
(新設)	第801条(対象者) <u>本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</u> 1.年度の3月31日における年齢が満45歳以上59歳以下であり、ゼネラルスタッフとしての勤続年数が5年以上(休職期間を除く)であること。但し、49歳以下のステージAは対象者から除く。 2.第806条に定める申請期間に、所定の手続により申請し、会社が本制度の適用を認めた者。 3.会社が指定する退職日まで在籍している者。 ②前項にかかわらず、一度同制度を利用した者、会社在职期間中に懲戒解雇事由または論旨解雇事由に相当する背信行為を行った者は対象外とする。	
(新設)	第802条(退職加算金) 会社は、前条の対象者に対して、退職給付規程による退職一時金に加え、退職加算金を支給する。 ②前項で定める退職加算金は、退職時の資格等級および年齢によって支給する。前条1項3号に定める申請期間に降格となった場合も同様の取扱とする。 ③前条で定める対象者のうち、会社在职期間中に懲戒解雇事由または論旨解雇事由に相当する背信行為を行った疑いのある者については、懲戒解雇事由または論旨解雇事由に相当する背信行為を行っていないことが明らかになる時まで、退職加算金の支給を停止する。なお、その後、会社在职期間中に懲戒解雇事由または論旨解雇事由に相当する背信行為を行ったことが明らかになった場合には、本制度の対象外とし、第1項で定める退職加算金を支給しない。 ④第1項で定める退職加算金の支給をすでに受けた者が、会社在职期間中、懲戒解雇事由または論旨解雇事由に相当する背信行為を行ったことが、会社退職後、明らかになった場合、会社は、その者に対し、すでに支給した退職加算金の全部又は一部の返還を求めることができる。	
(新設)	第803条(退職加算金の支給方法) <u>特別退職金の支給においては、「退職給付規程」を準用する。</u>	
	第804条(再雇用)	

現行	改訂	適用																																																											
	<p>会社は、本制度により退職した者のうち、会社で引き続き雇用を希望する者については所定の選考に基づきメイトスタッフまたはアシストスタッフとして再雇用することがあるが、いかなる場合もゼネラルスタッフとしては再雇用しない。</p> <p>また、グループ会社を本制度を利用し退職した者のうち、会社での雇用を希望する者についても、所定の選考に基づきメイトスタッフまたはアシストスタッフとして再雇用することがあるが、いかなる場合もゼネラルスタッフとしては再雇用しない。</p> <p>②本制度により退職した者については、第5章に定めるライフイベント再雇用制度を利用することはできない。</p>																																																												
(新設)	<p>第805条(再就職支援)</p> <p>会社は、第801条の対象者のうち、会社が認めた者が再就職支援を希望した場合、会社の費用により再就職支援会社との契約を行う場合がある。</p> <p>第806条(退職日と申請期間)</p> <p>本制度による退職は、9月29日付け、3月30日付けとする。</p> <p>②申請期間は、退職日に応じて、次の通りとする。</p> <p>退職日 申請期間</p> <p>9月29日 原則6月1日から6月30日の間</p> <p>3月30日 原則10月1日から11月30日の間</p>																																																												
(新設)	<p>(別表)</p> <table border="1" data-bbox="694 1025 1260 1120"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資格/年齢</th> <th colspan="11">(単位：万円)</th> </tr> <tr> <th>45歳～49歳</th> <th>50歳</th> <th>51歳</th> <th>52歳</th> <th>53歳</th> <th>54歳</th> <th>55歳</th> <th>56歳</th> <th>57歳</th> <th>58歳</th> <th>59歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ステージA</td> <td></td> <td>1,500</td> <td>1,450</td> <td>1,400</td> <td>1,350</td> <td>1,300</td> <td>1,200</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>800</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>ステージB</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td>1,250</td> <td>1,200</td> <td>1,150</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>900</td> <td>800</td> <td>600</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>ステージC</td> <td>500</td> <td>750</td> <td>700</td> <td>650</td> <td>600</td> <td>550</td> <td>500</td> <td>450</td> <td>400</td> <td>300</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>	資格/年齢	(単位：万円)											45歳～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	ステージA		1,500	1,450	1,400	1,350	1,300	1,200	1,100	1,000	800	600	ステージB	1,000	1,300	1,250	1,200	1,150	1,100	1,000	900	800	600	400	ステージC	500	750	700	650	600	550	500	450	400	300	200	
資格/年齢	(単位：万円)																																																												
	45歳～49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳																																																		
ステージA		1,500	1,450	1,400	1,350	1,300	1,200	1,100	1,000	800	600																																																		
ステージB	1,000	1,300	1,250	1,200	1,150	1,100	1,000	900	800	600	400																																																		
ステージC	500	750	700	650	600	550	500	450	400	300	200																																																		
(新設)	第9章 カムバック再雇用制度	通年協議による制度導入																																																											
(新設)	<p>第901条(概要)</p> <p>本制度は、個人の自立的なキャリア形成及び多様な人材の活用を推進することを目的として、円満退職した者を再び雇用する制度とする。</p>																																																												
(新設)	<p>第902条(対象者)</p> <p>本制度の対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 退職日時時点で、社員またはメイト社員として勤続満2年以上の者。 退職後、再雇用時までの離職期間が12年以内の者。 但し、在籍期間中に休職期間がある場合には、休職後1年以上勤務した場合を除き、その休職期間は離職期間に通算する。 再雇用時の年齢が58歳以下の者。 過去に本制度を利用したことがない者。 過去にネクストキャリア制度を利用したことがない者。 労働協約第520条に定める解雇並びに表彰・懲戒規程第4条に定める論旨解雇及び懲戒解雇により雇用契約を終了していない者。 <p>②前項にかかわらず、特別な事情により会社が必要と認めた場合には、この限りではない。</p>	<p>赤字部分については、各社で規定するものとする (5号と6号は要規定) 対象者にステージAを含めても可(但し、ステージAでの採用は不可)</p>																																																											
(新設)	<p>第903条(採用)</p> <p>会社は再雇用の申請があった場合は、要員計画上の必要性のほか、社員及びメイト社員に実施している試験結果に在籍中の評価等を加味して選考を行い、再雇用の採否を決定する。</p>																																																												

現行	改訂	適用
(新設)	<p>第904条(採用日)</p> <p>採用日は、4月1日付けまたは10月1日付けのいずれかとする。</p>	
(新設)	<p>第905条(労働条件)</p> <p>再雇用時の労働条件は次の通りとする。</p> <p>(1)雇用形態は、退職時の雇用形態が社員の場合は、本人の希望を確認の上、社員またはメイト社員とし、退職時の雇用形態がメイト社員の場合は、メイト社員とする。</p> <p>(2)再雇用時の雇用形態が社員の場合の資格は、退職時にステージBの場合はステージBまたはステージCとし、退職時にステージCの場合はステージCとする。</p> <p>(3)再雇用時の雇用形態がメイト社員の場合の職種は、在籍時の経験、能力等を勘案の上、決定する。</p> <p>(4)再雇用時の配属は社命により行う。</p> <p>(5)再雇用時の賃金は、在籍時の経験、能力等及び再雇用時の雇用形態や資格、役割、職務等を勘案の上、決定する。</p>	
(新設)	配偶者転勤退職制度規程	
(新設)	<p>第1条(目的)</p> <p>本規程は、労働協約第512条第7号に基づき、組合員が配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域(海外・国内)において配偶者と生活を共にするために退職する場合の取扱いに関する事項を定める。</p>	
(新設)	<p>第2条(対象)</p> <p>配偶者転勤退職の対象者は、配偶者が次の各号のいずれかの事由により、転居を必要とする地域(海外・国内)に滞在し、当該地域において配偶者と生活を共にする者で、退職期間終了後に復職の意思のある者とする。</p> <p>但し、配偶者の当該地域での滞在が6か月以上にわたって継続することが見込まれるものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該地域での勤務(出張、社命留学等を含む) 当該地域での事業の経営など個人が行う職業上の活動 <p>なお、労働協約第512条に定める退職(第7号を除く)を取得中の者が配偶者転勤退職を希望する場合、取得中の退職の事由が消滅している場合にのみ申し出ることができる。</p>	<p>・退職の対象者として、復職の意思のある者を規定</p> <p>・他の退職者が配偶者転勤退職を取得できる条件を規定</p>
(新設)	<p>第3条(退職期間及び中断・再開)</p> <p>配偶者転勤退職期間は、1回につき、原則として最短6ヵ月、最長3ヵ年とする。なお、最長期間の範囲内であっても、退職の中断及び再開は認めない。</p> <p>②配偶者転勤退職終了日から次の配偶者転勤退職開始日までの間隔は原則として3年以上とする。なお、この3年に労働協約第512条に定める退職期間(第7号を除く)は含まない。</p> <p>③退職の開始日は各月1日付け、終了日は各月末日とする。</p>	<p>・退職の中断、再開不可を明記</p> <p>・退職と退職の間隔を5年から3年に変更</p>
(新設)	<p>第4条(手続)</p> <p>配偶者転勤退職を希望する者は、所定の申請用紙により、原則として2ヵ月前までに所属長を経て会社に申し出る。</p>	
(新設)	<p>第5条(期間の変更)</p> <p>配偶者転勤退職期間は、本規程第3条の範囲内で変更を認めること</p>	

現行	改訂	適用
	がある。なお、変更を希望する場合は、変更予定日の2ヵ月前までに会社に申し出なければならない。	
(新設)	第6条(休職の取消) 次の各号のいずれかに該当する場合は、 原則として 休職を取り消す。 1. 本人及び配偶者が休職条件に該当しなくなった場合(配偶者と離婚した場合、配偶者が死亡した場合を含む) 2. 産前産後休暇、育児休職、介護休職を取得することとなった場合 3. 傷病により継続して1ヵ月を超えて労務不能となった場合 ②前項の各号に該当した場合、 原則として 該当日後直近の月末日を以て休職は終了する。 ③第1項の各号に該当した場合は、速やかに会社に申し出なければならない。	・休職の取消事由を規定 ・産前産後休暇を取得については、希望に応じて出産予定日の8週間前からの取得も可能とする
(新設)	第7条(期間中の賃金及び賞与) 配偶者転勤休職期間中の賃金及び賞与は支給しない。	
(新設)	第8条(勤続年数) 配偶者転勤休職の期間は勤続年数として加算しない。	
(新設)	第9条(社会保険) 配偶者転勤休職期間中は、社会保険の被保険者の資格は継続し、従業員負担分保険料は本人が負担する。	
(新設)	第10条(福利厚生) 配偶者転勤休職期間中の福利厚生の取扱いは、出勤しないために受けることのできない事項を除き一般と同様とする。	
(新設)	第11条(復職) 復職時の職場は、社内歴等を総合的に勘案して決定する。	
(新設)	第12条(本給評価による格付) 配偶者転勤休職を実施する者の本給評価による格付けに関する取扱いは、原則として「賃金規程」による。 ②復職時の本給評価による格付けについては、評価対象期間(前年4月1日から当年3月31日)に勤務実績が6ヵ月未満の場合は、当年6月16日付本給評価は実施しない。	
育児休業規程	育児休業規程	
第10条(子が1歳に達する日以前の特例) 前条にかかわらず、次の各号の全てに該当する場合には、一子につき5日間まで賃金及び賞与を支給する。 1.第2条または第6条に定める育児休業終了日が、子が1歳に達する日以前 2.申請時における育児休業期間が各人の休日を含み4週間(28日)以内 3.従前に4週間(28日)を超えて第2条に定める育児休業を取得していない	第10条(子が1歳に達する日以前の特例) 前条にかかわらず、次の各号の全てに該当する場合には、一子につき取得する育児休業期間(4週間(28日))のうち5日間まで賃金及び賞与を支給する。 1.第2条または第6条に定める育児休業終了日が、子が1歳に達する日以前 2.申請時における育児休業期間が各人の休日を含み4週間(28日)以内 3.従前に4週間(28日)を超えて第2条に定める育児休業を取得していない	育児休業 1歳に達する日以前の特例 有給5日は4週の範囲内であることを明記
[諒解事項] 第6条から第8条及び第9条第2項は、2022年10月1日から有効とする。	(削除)	期限が過ぎたため削除
短時間勤務規程	短時間勤務規程	
第8条(所定労働日数の低減)	第8条(所定労働日数の低減)	

現行	改訂	適用																																																												
介護勤務を所定労働日数の低減により実施する場合の1年間の店舗休業日及び各個休日の日数は169日とする。なお、原則として週休3日の編成とし、一月あたりの店舗休日及び各個休日の日数は、全月において14日とする。	介護勤務を所定労働日数の低減により実施する場合の1年間の店舗休業日及び各個休日の日数は168日とする。なお、原則として週休3日の編成とし、一月あたりの店舗休日及び各個休日の日数は、全月において14日とする。																																																													
出張規程 第4章 海外出張	出張規程 第4章 海外出張																																																													
第406条(日当) 日当は、1日につきA地域50ドル(US)相当、B地域45ユーロ相当、C地域45ドル(US)相当とし、地域別に定める。出張期間中は、原則として日数に応じて日当を支給する。 (以下略)	第406条(日当) 日当は、1日につきA地域70ドル(US)相当、B地域60ユーロ相当、C地域45ドル(US)相当とし、地域別に定める。出張期間中は、原則として日数に応じて日当を支給する。 (以下略)	物価高に伴う実態に応じた水準の引き上げ																																																												
国内出向規程	国内出向規程																																																													
第5条(労働条件) 出向期間中の労働条件は、原則として出向先法人の定めによる。但し、年次有給休暇付与日数及び「福利厚生規程」については、当社の定めによる。 また、「育児勤務規程」、「介護・介護準備勤務規程」、「短時間勤務規程」については、当社及び出向先法人の定めが同一である場合には、出向期間中であっても、当社の定めに基づき、当該勤務を実施することができるが、当社及び出向先法人の定めが同一ではない場合で、当該勤務の実施を希望する場合には、原則出向を解除する。なお、当該勤務時間帯における時間数以外の開始時間及び終了時間については、出向先法人の定めによる。	第5条(労働条件) 出向期間中の労働条件は、原則として労働協約の規程ごとに、出向元法人、出向先法人または出向元と出向先法人間の出向協定書の定めによるものとする。なお、規程ごとに適用される労働条件は次の通りとする。 <table border="1" data-bbox="694 745 1281 1998"> <thead> <tr> <th>規程名</th> <th>労働条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本則</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>就業形態規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>時間外・休日勤務に関する規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>休日規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>連続休暇規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>ストック有給休暇規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>賃金規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>通勤費支給細則</td><td>協定書</td></tr> <tr><td>退職給付規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>表彰・懲戒規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>キャリア形成支援制度規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>自己研修休職規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>育児休業規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>育児勤務規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>介護・介護準備休業規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>介護・介護準備勤務規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>短時間勤務規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>子の看護・家族の介護のための休暇規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>配偶者転勤休職規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>出張規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>国内出向規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>国内転勤規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>海外勤務者規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>災害補償規程</td><td>出向元</td></tr> <tr><td>安全衛生管理規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>安全衛生管理規程運用細則</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>中央ならびに各店安全衛生委員会規則</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>健康情報等の取扱規程</td><td>出向先</td></tr> <tr><td>宿日直勤務規程</td><td>出向先</td></tr> </tbody> </table>	規程名	労働条件	本則	出向元	就業形態規程	出向先	時間外・休日勤務に関する規程	出向先	休日規程	出向先	連続休暇規程	出向先	ストック有給休暇規程	出向元	賃金規程	出向元	通勤費支給細則	協定書	退職給付規程	出向元	表彰・懲戒規程	出向先	キャリア形成支援制度規程	出向元	自己研修休職規程	出向元	育児休業規程	出向元	育児勤務規程	出向元	介護・介護準備休業規程	出向元	介護・介護準備勤務規程	出向元	短時間勤務規程	出向元	子の看護・家族の介護のための休暇規程	出向元	配偶者転勤休職規程	出向元	出張規程	出向先	国内出向規程	出向元	国内転勤規程	出向元	海外勤務者規程	出向元	災害補償規程	出向元	安全衛生管理規程	出向先	安全衛生管理規程運用細則	出向先	中央ならびに各店安全衛生委員会規則	出向先	健康情報等の取扱規程	出向先	宿日直勤務規程	出向先	
規程名	労働条件																																																													
本則	出向元																																																													
就業形態規程	出向先																																																													
時間外・休日勤務に関する規程	出向先																																																													
休日規程	出向先																																																													
連続休暇規程	出向先																																																													
ストック有給休暇規程	出向元																																																													
賃金規程	出向元																																																													
通勤費支給細則	協定書																																																													
退職給付規程	出向元																																																													
表彰・懲戒規程	出向先																																																													
キャリア形成支援制度規程	出向元																																																													
自己研修休職規程	出向元																																																													
育児休業規程	出向元																																																													
育児勤務規程	出向元																																																													
介護・介護準備休業規程	出向元																																																													
介護・介護準備勤務規程	出向元																																																													
短時間勤務規程	出向元																																																													
子の看護・家族の介護のための休暇規程	出向元																																																													
配偶者転勤休職規程	出向元																																																													
出張規程	出向先																																																													
国内出向規程	出向元																																																													
国内転勤規程	出向元																																																													
海外勤務者規程	出向元																																																													
災害補償規程	出向元																																																													
安全衛生管理規程	出向先																																																													
安全衛生管理規程運用細則	出向先																																																													
中央ならびに各店安全衛生委員会規則	出向先																																																													
健康情報等の取扱規程	出向先																																																													
宿日直勤務規程	出向先																																																													

現行	改訂		適用
	自動車安全運転規程	出向先	
	福利厚生規程	出向元	
	ハラスメント防止規程	出向元	
	テレワーク規程	出向先	
	職務発明規程	出向先	
	苦情処理規程	出向元	
	就業規則	出向元	
	服務規律	出向元	
	紛争の解決・平和条項に関する協定	出向元	
	<p>②前項に関わらず、規程ごとに適用される一部の労働条件は次の各号の通りとする。</p> <p>1. 本則のうち、第5章人事 第1節人事に関して、出向先法人における人事異動及び国内転勤の取扱いとは出向先法人の定めによる。</p> <p>また、第6章 労働条件 第1節 就業時間及び第2節 休日・休暇に関して、年次有給休暇の付与条件及び付与日数を除き、その取扱いは出向先法人の定めによる。</p> <p>2. スtock有給休暇規程に関して、一部の使用事由・使用期間によっては出向を解除する。</p> <p>3. 表彰懲戒規程に関して、出向者が出向先法人において懲戒事由に該当するに至った場合は、都度出向元法人と出向先法人にて協議を行い、出向者に対する取扱い並びに処分内容、処分発令者を決定するものとする。</p> <p>また、出向者が出向期間中に、出向元法人に対する非違行為が発覚した場合には、出向元法人が出向元法人の規定により懲戒処分を行うことがある。</p> <p>これらの場合、出向元法人は出向者に対して、直ちに出向を解除することがある。</p> <p>4. 育児勤務規程、介護・介護準備規定及び短時間勤務規程に関して、出向元法人及び出向先法人の定めが同一である場合には、出向期間中であっても、出向元法人の定めに基づき、当該勤務を実施することができるが、出向元法人及び出向先法人の定めが同一ではない場合で、当該勤務の実施を希望する場合には、原則出向を解除する。なお、当該勤務時間帯における時間数以外の開始時間及び終了時間については、出向先法人の定めによる。</p> <p>5. 国内転勤規程に関して、出向先法人の命令による転勤の取扱いは出向先法人の定めによる。</p> <p>6. 災害補償規程に関して、出向期間中において発生した業務上及び通勤途上災害による出向者の負傷、疾病、障害または死亡に対する労働者災害補償保険法に基づくすべての補償は、出向先法人が加入する労働者災害補償保険に基づいて行う。</p> <p>7. 安全衛生管理規程、安全衛生管理規程運用細則、中央ならびに各店安全衛生委員会規則及び健康情報等の取扱規程に関して、三越伊勢丹グループ外の出向先法人への出向者の取扱は出向元法人の定めによる。</p> <p>8. 福利厚生規程に関して、出向先法人の福利厚生制度のうち、出向</p>		

現行	改訂	適用
<p>② 応援出向中の労働条件は、当社の労働条件と同一とし、業務内容は、販売応援及び棚卸し応援とする。</p>	<p>者が利用可能なものがある場合、出向先法人の判断において当該制度を出向者に利用させることができるものとする。</p> <p>9. ハラスメント防止規程及び服務規律に関して、出向先法人で別の定めがある場合には、併せて適用されるものとする。</p> <p>③ 応援出向中の労働条件は、出向元法人(当社)の労働条件と同一とし、業務内容は、販売応援及び棚卸し応援とする。なお、応援出向中において発生した業務上及び通勤途上災害による出向者の負傷、疾病、障害または死亡に対する労働者災害補償保険法に基づくすべての補償は、出向元法人(当社)が加入する労働者災害補償保険に基づいて行う。</p>	
<p>第6条(賃金構成) 国内出向者に対する月例賃金の構成は、原則として「賃金規程」第102条に基づく。</p>	<p>(削除)</p>	<p>第5条に包含</p>
<p>第7条(基準内賃金) 前条における基準内賃金の支給金額は、「賃金規程」に準ずる。</p>	<p>(削除)</p>	<p>第5条に包含</p>
<p>第8条(基準外賃金) 第6条における基準外賃金の支給金額は、出向先法人の「賃金規程」等に準ずる。</p>	<p>(削除)</p>	<p>第5条に包含</p>
<p>第9条(労働時間差手当) 会社は、労働協約第601条に定める年間所定労働時間を超える出向先法人への出向者に対し、前条にかかわらず、以下の通り労働時間差手当を支給する。 算出式=(出向先法人の年間所定労働時間分数 - 出向元法人の年間所定労働時間分数 ÷ 12 × (当該出向者の本給 ÷ 出向先法人の月間所定労働時間分数) なお、毎年1回5月支給給与にて改定する。</p>	<p>第9条(労働時間差手当) 会社は、労働協約第601条に定める年間所定労働時間を超える出向先法人への出向者に対し、前条にかかわらず、以下の通り労働時間差手当を支給する。 算出式=(出向先法人の年間所定労働時間分数 - 出向元法人の年間所定労働時間分数 ÷ 12 × (当該出向者の本給 ÷ 出向元法人の月間所定労働時間分数) なお、毎年1回5月支給給与にて改定する。</p>	<p>記載の誤り</p>
<p>第10条(賞与) 国内出向者に対する賞与は、「賃金規程」第401条に基づく。</p>	<p>(削除)</p>	<p>第5条に包含</p>
<p>第12条(災害補償) 出向期間中において発生した業務上及び通勤途上災害により、国内出向者が負傷、疾病、障害または死亡した場合、労働者災害補償保険法に基づくすべての補償については、出向先法人が加入する労働者災害補償保険による。なお、応援出向中において発生した業務上及び通勤途上災害につき、労働者災害補償保険法に基づくすべての補償についても、出向先法人が加入する労働者災害補償保険により、出向先法人が補償する。 ② また、法定外補償については、原則として出向先法人の定めによる補償を出向先法人が行い、会社の定めとの差額がある場合には、その差額分を会社が補償する。</p>	<p>(削除)</p>	<p>第5条に包含</p>
<p>安全衛生管理規程</p>	<p>安全衛生管理規程</p>	
<p>安全衛生管理規程運用細則</p>	<p>安全衛生管理規程運用細則</p>	
<p>2. 要保護者の措置 (1)区分</p>	<p>2. 要保護者の措置 (1)区分</p>	<p>要保護者 C への所定労働日数の低減措置(覚書対応) ※休日数は各社の規程による</p>

現行			改訂			適用
区分	業務	勤務時間	区分	業務	勤務時間	
要保護者A	過激な業務を禁止し軽易な業務を考慮する。	通常勤務	要保護者A	過激な業務を禁止し軽易な業務を考慮する。	通常勤務	
要保護者B	同上	時間外・休日勤務の禁止	要保護者B	同上	時間外・休日勤務の禁止	
要保護者C	同上	勤務時間を短縮	要保護者C	同上	勤務時間を短縮 または 所定労働日数の低減	
(2)要保護者Cの取扱い 要保護者Cの勤務時間は産業医の指示に基づき、会社が次の中から指定する。但し、所属の始業時間に合わせて勤務時間を繰り上げまたは繰り下げることがある。 (表略) (新設) なお、期間中の賃金については、本給を時間給換算の上、実働時間分を支給することとし、それにより算出した賃金を賞与支給の基準本給とする。			(2)要保護者Cの取扱い 要保護者Cの勤務時間・日数は、産業医の指示に基づき、会社が次の中から指定する。 ①勤務時間の短縮 (表略) 但し、所属の始業時間に合わせて勤務時間を繰り上げまたは繰り下げることがある。 ②所定労働日数の低減 一月あたりの店舗休業日及び各個休日の日数は、1月15日、その他の月は14日とし、原則として一週あたり店舗休業日及び各個休日を3日編成する。 なお、勤務時間の短縮と所定労働日数の低減は同時に指定しない。 また、要保護者C期間中の賃金及び賞与は次の通りとする。 ア.賃金は本給を時間給換算し、実働時間分を支給する イ.賞与支給基準となる月額額は、前記ア.で算出した額とする			
健康情報等の取扱規程			健康情報等の取扱規程			
第1条(目的) (中略) ③健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ従業員本人の同意を得ることなく、前項で定めた利用目的の達成に必要な範囲を越えて、健康情報等を取り扱ってはならない。但し、個人情報保護法第16条第3項の各号に該当する場合を除く。			第1条(目的) (中略) ③健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ従業員本人の同意を得ることなく、前項で定めた利用目的の達成に必要な範囲を越えて、健康情報等を取り扱ってはならない。但し、個人情報保護法第18条第3項の各号に該当する場合を除く。			個人情報保護法の改正による条数繰り下げ
第5条(健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法) (中略) ③個人情報保護法第17条第2項の各号に該当する場合は従業員本人の同意取得は必要としない。 (以下略)			第5条(健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法) (中略) ③個人情報保護法第20条第2項の各号に該当する場合は従業員本人の同意取得は必要としない。 (以下略)			同上
第8条(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い) あらかじめ従業員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。但し、個人情報保護法第23条第1項に該当する場合を除く。また、個人情報保護法第23条第5項に該当する場合の健康情報等の提供先は第三者に該当しない。 ②健康情報等を第三者に提供する場合、個人情報保護法第25条に則り記録を作成・保存する。			第8条(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い) あらかじめ従業員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。但し、個人情報保護法第27条第1項に該当する場合を除く。また、個人情報保護法第27条第5項に該当する場合の健康情報等の提供先は第三者に該当しない。 ②健康情報等を第三者に提供する場合、個人情報保護法第29条に則り記録を作成・保存する。			同上
第9条(第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い) 第三者から健康情報等(個人データ)の提供を受ける場合には、個人情報保護法第26条に則り、必要な事項について確認するとともに、記録を作成・保存する。			第9条(第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い) 第三者から健康情報等(個人データ)の提供を受ける場合には、個人情報保護法第30条に則り、必要な事項について確認するとともに、記録を作成・保存する。			同上

(2) メイトスタッフ

■労働協約（本則）

現行	改訂	適用																																																																	
<p>第5章 人事 第2節</p>	<p>第5章 人事 第2節</p>																																																																		
<p>第511条(休 職) 会社は、メイトスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が 30 日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>第511条(休 職) 会社は、メイトスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域（海外・国内）において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。 この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。 8. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が 30 日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>配偶者転勤休職制度の規定</p>																																																																	
<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p>	<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p>																																																																		
<p>第613条(年次有給休暇) 会社はメイトスタッフに対して、勤続年数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>入社</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>11日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> </table> <p>(中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 (新設) (以下略)</p>	入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	<p>第 613 条(年次有給休暇) 会社はメイトスタッフに対して、<u>勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数</u>に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。 (中略) 1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。なお、<u>入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヵ月を平均した週所定労働日数については「週4日」を適用する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1ヵ月を平均した所定労働時間</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>5日</td> <td>11日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> </tr> </table> <p>(中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 <u>なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したもとして出勤率を算出するものとする。</u></p>	1ヵ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	<p>入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記</p>
入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
日数	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
1ヵ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																							
<p>第14章 効力</p>	<p>第14章 効力</p>																																																																		
<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2022年4月1日から2023年3月31日まで</u>とする。</p>	<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2023年4月1日から2024年3月31日まで</u>とする。</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	
<p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2023年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2024年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>効力の年度改定</p>																																																																	

現行	改訂	適用
第15章 付則	第15章 付則	
第1502条 本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。 2022年4月1日 株式会社札幌丸井三越 代表取締役 神林 謙一 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎	第1502条 本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。 2023年4月1日 株式会社札幌丸井三越 代表取締役社長執行役員 神林 謙一 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎	効力の年度改定

■労働協約（付属諸規定）

現行	改訂	適用																																																														
賃金規程 第3章 諸手当	賃金規程 第3章 諸手当																																																															
第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定就業時間外における早出、残業に対しては、時間外勤務手当(深夜勤務分含む)として、1分間につき通常の賃金及び労働基準法に定める割増分の賃金を支給する。 ②前項にかかわらず、フレックスタイム制勤務者については、月間所定労働時間を超えて労働した時間には1分間につき労働基準法に定める時間外勤務手当を支給する。また、午後10時から午前5時の間に労働した時間には1分間につき労働基準法に定める深夜勤務手当を支給する。 ③前2項にかかわらず、労働基準法第41条該当者については、1分間につき本給を月の所定労働時間で除した賃金をもとに労働基準法に定める深夜勤務における割増分の賃金を支給する。 ④1分間における割増分の賃金は、以下の通りとする。 (表略) 上記にかかわらず、所定時間外労働が1ヵ月60時間を超える場合の割増率は、以下を適用する。 (表略)	第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定労働時間外労働に対しては、時間外勤務手当として、1分間につき通常の賃金及び割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は、1か月の時間外労働の時間数に応じて、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。 1. 所定時間外労働 60時間以下 25% 2. 所定時間外労働 60時間超 50% 但し、労働基準法第41条該当者については、時間外勤務手当は支給しない。 (削除) (削除) (削除) ②午後10時から午前5時の間の労働に対しては、深夜勤務手当として、1分間につき割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は25%とする。 ③前各項の割増賃金の基礎となる1分間当たりの賃金額は以下の式により算出する。 本給/9700	表記の整理																																																														
(別表(1)) 基本給表・昇給表【北海道】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本給評価回数</th> <th>基本給</th> <th>S評価</th> <th>A評価</th> <th>B評価</th> <th>C評価</th> <th>D評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">メイトスタッフⅠ</td> <td>1回～3回</td> <td>160,000～179,000円</td> <td>8,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>0円</td> <td>-1,000円</td> </tr> <tr> <td>4回～</td> <td></td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>2,000円</td> <td>0円</td> <td>-3,000円</td> </tr> <tr> <td>メイトスタッフⅡ</td> <td>-</td> <td>185,000～245,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> <td>-6,000円</td> </tr> </tbody> </table> 基本給表・昇給表【首都圏】		本給評価回数	基本給	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	メイトスタッフⅠ	1回～3回	160,000～179,000円	8,000円	6,000円	4,000円	0円	-1,000円	4回～		6,000円	4,000円	2,000円	0円	-3,000円	メイトスタッフⅡ	-	185,000～245,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	-6,000円	(別表) <メイトスタッフ> 基本給表・昇給表【北海道】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本給評価回数</th> <th>基本給</th> <th>S評価</th> <th>A評価</th> <th>B評価</th> <th>C評価</th> <th>D評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">メイトスタッフⅠ</td> <td>1回～3回</td> <td>164,000～181,000円</td> <td>8,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>0円</td> <td>-1,000円</td> </tr> <tr> <td>4回～</td> <td></td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>2,000円</td> <td>0円</td> <td>-3,000円</td> </tr> <tr> <td>メイトスタッフⅡ</td> <td>-</td> <td>187,000～247,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> <td>-6,000円</td> </tr> </tbody> </table>		本給評価回数	基本給	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	メイトスタッフⅠ	1回～3回	164,000～181,000円	8,000円	6,000円	4,000円	0円	-1,000円	4回～		6,000円	4,000円	2,000円	0円	-3,000円	メイトスタッフⅡ	-	187,000～247,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	-6,000円	ベースアップ・最低賃金引上げを反映
	本給評価回数	基本給	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価																																																									
メイトスタッフⅠ	1回～3回	160,000～179,000円	8,000円	6,000円	4,000円	0円	-1,000円																																																									
	4回～		6,000円	4,000円	2,000円	0円	-3,000円																																																									
メイトスタッフⅡ	-	185,000～245,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	-6,000円																																																									
	本給評価回数	基本給	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価																																																									
メイトスタッフⅠ	1回～3回	164,000～181,000円	8,000円	6,000円	4,000円	0円	-1,000円																																																									
	4回～		6,000円	4,000円	2,000円	0円	-3,000円																																																									
メイトスタッフⅡ	-	187,000～247,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	-6,000円																																																									

現行		改訂		適用																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本給評価回数</th> <th>基本給</th> <th>S評価</th> <th>A評価</th> <th>B評価</th> <th>C評価</th> <th>D評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メイトスタッフⅠ</td> <td>1回～3回</td> <td>174,000～198,000円</td> <td>8,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>0円</td> <td>-1,000円</td> </tr> <tr> <td>メイトスタッフⅡ</td> <td>4回～</td> <td>204,000～264,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>2,000円</td> <td>0円</td> <td>-3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【職務給】</th> <th>単位：円</th> </tr> <tr> <th>職務</th> <th>職務給</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BL・TL</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SBL・STL</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		本給評価回数	基本給	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	メイトスタッフⅠ	1回～3回	174,000～198,000円	8,000円	6,000円	4,000円	0円	-1,000円	メイトスタッフⅡ	4回～	204,000～264,000円	6,000円	4,000円	2,000円	0円	-3,000円	【職務給】		単位：円	職務	職務給		BL・TL	10,000		SBL・STL	5,000		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本給評価回数</th> <th>基本給</th> <th>S評価</th> <th>A評価</th> <th>B評価</th> <th>C評価</th> <th>D評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メイトスタッフⅠ</td> <td>1回～3回</td> <td>176,000～200,000円</td> <td>8,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>0円</td> <td>-1,000円</td> </tr> <tr> <td>メイトスタッフⅡ</td> <td>4回～</td> <td>206,000～266,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>2,000円</td> <td>0円</td> <td>-3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		本給評価回数	基本給	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価	メイトスタッフⅠ	1回～3回	176,000～200,000円	8,000円	6,000円	4,000円	0円	-1,000円	メイトスタッフⅡ	4回～	206,000～266,000円	6,000円	4,000円	2,000円	0円	-3,000円	<p>基本給表・昇給表【首都圏】</p>	
	本給評価回数	基本給	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価																																																								
メイトスタッフⅠ	1回～3回	174,000～198,000円	8,000円	6,000円	4,000円	0円	-1,000円																																																								
メイトスタッフⅡ	4回～	204,000～264,000円	6,000円	4,000円	2,000円	0円	-3,000円																																																								
【職務給】		単位：円																																																													
職務	職務給																																																														
BL・TL	10,000																																																														
SBL・STL	5,000																																																														
	本給評価回数	基本給	S評価	A評価	B評価	C評価	D評価																																																								
メイトスタッフⅠ	1回～3回	176,000～200,000円	8,000円	6,000円	4,000円	0円	-1,000円																																																								
メイトスタッフⅡ	4回～	206,000～266,000円	6,000円	4,000円	2,000円	0円	-3,000円																																																								
退職給付規程 第3章 確定拠出年金	退職給付規程 第3章 確定拠出年金																																																														
<p>第205条(加入者掛金)</p> <p>確定拠出年金の加入者は、本人の選択により加入者掛金を拠出できるものとする。</p> <p>②前項の額は、次の各号の全てを満たす額とする。</p> <p>(1) 事業主掛金の範囲内</p> <p>(2) 事業主掛金と加入者掛金の合計が「三越伊勢丹グループ(M)企業型年金規約」に定める拠出限度内</p> <p>③第1項に関わらず、本人の希望により、個人型年金に掛金を拠出する場合は、加入者掛金を拠出することができない。</p> <p><u>〔諒解事項〕</u></p> <p>第202条の2第3項にかかわらず、確定拠出年金の加入者は、2022年9月30日まで個人型年金に掛金を拠出することはできない。</p>	<p>第205条(加入者掛金)</p> <p>確定拠出年金の加入者は、本人の選択により加入者掛金を拠出できるものとする。</p> <p>②前項の額は、次の各号の全てを満たす額とする。</p> <p>(1) 事業主掛金の範囲内</p> <p>(2) 事業主掛金と加入者掛金の合計が「三越伊勢丹グループ(M)企業型年金規約」に定める拠出限度内</p> <p>③第1項に関わらず、本人の希望により、個人型年金に掛金を拠出する場合は、加入者掛金を拠出することができない。</p> <p><u>(削除)</u></p>	期日が経過したため																																																													
キャリア形成支援制度規程 第5章 ライフイベント再雇用制度	キャリア形成支援制度規程 第5章 ライフイベント再雇用制度																																																														
<p>第502条(対象者)</p> <p>本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 退職事由が、結婚、出産、育児、介護または配偶者転勤のいずれかである者。</p> <p>(新設)</p>	<p>第502条(対象者)</p> <p>本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 退職事由が、結婚、出産、育児、介護または配偶者転勤のいずれかである者。</p> <p><u>但し、ネクストキャリア制度を利用した者は対象者から除く。</u></p>	ネクストキャリア支援制度導入による対象外を追記																																																													
第6章 グループライフイベント転籍制度	第6章 グループライフイベント転籍制度																																																														
<p>第603条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日2年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。</p> <p>1. 結婚・配偶者転勤</p> <p>原則新会社雇用時点で配偶者と同居する場合に限る。</p> <p>2. 介護・看護</p> <p>但し、対象家族は2親等までに限る。</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第603条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日より前2年以内に、次のいずれかの事由が発生した場合に申請することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 介護・看護</p> <p>但し、対象家族は2親等までに限る。</p> <p><u>なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>4. 離婚</p>	昨年度改訂ミス 対象家族の状況の証明に関する運用面での補足																																																													
(新設)	第8章ネクストキャリア支援制度			2022年11月覚書反映																																																											
(新設)	<p>第801条(対象者)</p> <p>本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>1. 年度の3月31日における年齢が満45歳以上59歳以下</p>																																																														

現行	改訂	適用
	<p>であり、メイトスタッフとしての勤続年数が5年以上(休職期間を除く)であること。</p> <p>2. 第 806 条に定める申請期間に、所定の手続により申請し、会社が本制度の適用を認めた者。</p> <p>3. 会社が指定する退職日まで在籍している者。</p> <p>②前項にかかわらず、一度同制度を利用した者、会社在职期間中に懲戒解雇事由または諭旨解雇事由に相当する背信行為を行った者は対象外とする。</p>	
(新設)	<p>第 802 条(退職加算金)</p> <p>会社は、前条の対象者に対して、退職加算金を支給する。</p> <p>②前項で定める退職加算金は、退職時の資格等級および年齢によって支給する。前条 1 項 3 号に定める申請期間に降格となった場合も同様の取扱とする。</p> <p>③前条で定める対象者のうち、会社在职期間中に懲戒解雇事由または諭旨解雇事由に相当する背信行為を行った疑いのある者については、懲戒解雇事由または諭旨解雇事由に相当する背信行為を行っていないことが明らかになる時まで、退職加算金の支給を停止する。なお、その後、会社在职期間中に懲戒解雇事由または諭旨解雇事由に相当する背信行為を行ったことが明らかになった場合には、本制度の対象外とし、第 1 項で定める退職加算金を支給しない。</p> <p>④第 1 項で定める退職加算金の支給をすでに受けた者が、会社在职期間中、懲戒解雇事由または諭旨解雇事由に相当する背信行為を行ったことが、会社退職後、明らかになった場合、会社は、その者に対し、すでに支給した退職加算金の全部又は一部の返還を求めることができる。</p>	
(新設)	<p>第 803 条(退職加算金の支給方法)</p> <p>特別退職金の支給においては、ゼネラルスタッフ「退職給付規程」を準用する。</p>	
(新設)	<p>第 804 条(再雇用)</p> <p>会社は、本制度により退職した者のうち、会社で引き続き雇用を希望する者については所定の選考に基づきアシストスタッフとして再雇用することがあるが、いかなる場合もゼネラルスタッフ、メイトスタッフ、プロスタッフとしては再雇用しない。</p> <p>また、グループ会社を本制度を利用し退職した者のうち、会社での雇用を希望する者についても、所定の選考に基づきアシストスタッフとして再雇用することがあるが、いかなる場合もゼネラルスタッフ、メイトスタッフ、プロスタッフとしては再雇用しない。</p> <p>②本制度により退職した者については、第 5 章に定めるライフイベント再雇用制度を利用することはできない。</p>	
(新設)	第 805 条(再就職支援)	

現行	改訂	適用																																																
	<p>会社は、第 801 条の対象者のうち、会社が認めた者が再就職支援を希望した場合、会社の費用により再就職支援会社との契約を行う場合がある。</p>																																																	
(新設)	<p>第 806 条(退職日と申請期間)</p> <p>本制度による退職は、9 月 29 日付け、3 月 30 日付けとする。</p> <p>②申請期間は、退職日に応じて、次の通りとする。</p> <p>退職日 申請期間</p> <p>9 月 29 日 原則 6 月 1 日から 6 月 30 日の間</p> <p>3 月 30 日 原則 10 月 1 日から 11 月 30 日の間</p>																																																	
(新設)	<p>(別表)</p> <p style="text-align: right;">(単位：万円)</p> <table border="1" data-bbox="694 629 1236 719"> <thead> <tr> <th>勤続年数/年齢</th> <th>45歳 ~49歳</th> <th>50歳</th> <th>51歳</th> <th>52歳</th> <th>53歳</th> <th>54歳</th> <th>55歳</th> <th>56歳</th> <th>57歳</th> <th>58歳</th> <th>59歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メイトスタッフ 勤続15年以上</td> <td>220</td> <td>270</td> <td>260</td> <td>250</td> <td>240</td> <td>230</td> <td>220</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>180</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>メイトスタッフ 勤続10~15年</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>240</td> <td>230</td> <td>220</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>190</td> <td>180</td> <td>160</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>メイトスタッフ 勤続5~9年</td> <td>180</td> <td>230</td> <td>220</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>190</td> <td>180</td> <td>170</td> <td>160</td> <td>140</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>	勤続年数/年齢	45歳 ~49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	メイトスタッフ 勤続15年以上	220	270	260	250	240	230	220	210	200	180	160	メイトスタッフ 勤続10~15年	200	250	240	230	220	210	200	190	180	160	140	メイトスタッフ 勤続5~9年	180	230	220	210	200	190	180	170	160	140	120	
勤続年数/年齢	45歳 ~49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳																																							
メイトスタッフ 勤続15年以上	220	270	260	250	240	230	220	210	200	180	160																																							
メイトスタッフ 勤続10~15年	200	250	240	230	220	210	200	190	180	160	140																																							
メイトスタッフ 勤続5~9年	180	230	220	210	200	190	180	170	160	140	120																																							
(新設)	<p style="text-align: center;">第 9 章 カムバック再雇用制度</p>	<p>通年協議による制度導入</p>																																																
(新設)	<p>第 901 条(概要)</p> <p>本制度は、個人の自律的なキャリア形成及び多様な人材の活用を推進することを目的として、円満退職した者を再び雇用する制度とする。</p>																																																	
(新設)	<p>第 902 条(対象者)</p> <p>本制度の対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 退職日時点で、ゼネラルスタッフまたはメイト社員として勤続満 2 年以上の者。 退職後、再雇用時までの離職期間が 12 年以内の者。 但し、在籍期間中に休職期間がある場合には、休職後 1 年以上勤務した場合を除き、その休職期間は離職期間に通算する。 再雇用時の年齢が 58 歳以下の者。 過去に本制度を利用したことがない者。 過去にネクストキャリア制度を利用したことがない者。 労働協約第 520 条に定める解雇並びに表彰・懲戒規程第 4 条に定める諭旨解雇及び懲戒解雇により雇用契約を終了していない者。 <p>②前項にかかわらず、特別な事情により会社が必要と認めた場合には、この限りではない。</p>	<p>赤字部分については、各社で規定するものとする（5 号と 6 号は要規定）</p> <p>対象者にステージ A を含めて可（但し、ステージ A での採用は不可）</p>																																																
(新設)	<p>第 903 条(採用)</p> <p>会社は再雇用の申請があった場合は、要員計画上の必要性のほか、社員及びメイト社員に実施している試験結果に在籍中の評価等を加味して選考を行い、再雇用の採否を決定する。</p>																																																	
(新設)	<p>第 904 条(採用日)</p> <p>採用日は、4 月 1 日付けまたは 10 月 1 日付けのいずれかとする。</p>																																																	
(新設)	<p>第 905 条(労働条件)</p> <p>再雇用時の労働条件は次の通りとする。</p> <p>(1)雇用形態は、退職時の雇用形態が社員の場合は、本人の希望を確認の上、社員またはメイト社員とし、退職時の雇用形態がメイト</p>																																																	

現行	改訂	適用
	<p>社員の場合は、メイト社員とする。</p> <p>(2)再雇用時の雇用形態が社員の場合の資格は、退職時にステージBの場合はステージBまたはステージCとし、退職時にステージCの場合はステージCとする。</p> <p>(3)再雇用時の雇用形態がメイト社員の場合の職種は、在籍時の経験、能力等を勘案の上、決定する。</p> <p>(4)再雇用時の配属は社命により行う。</p> <p>(5)再雇用時の賃金は、在籍時の経験、能力等及び再雇用時の雇用形態や資格、役割、職務等を勘案の上、決定する。</p>	
(新設)	<u>配偶者転勤退職制度規程</u>	
(新設)	<p><u>第1条(目的)</u></p> <p>本規程は、労働協約第512条第7号に基づき、組合員が配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域(海外・国内)において配偶者と生活を共にするために退職する場合の取扱いに関する事項を定める。</p>	
(新設)	<p><u>第2条(対象)</u></p> <p>配偶者転勤退職の対象者は、配偶者が次の各号のいずれかの事由により、転居を必要とする地域(海外・国内)に滞在し、当該地域において配偶者と生活を共にする者で、退職期間終了後に復職の意思のある者とする。</p> <p>但し、配偶者の当該地域での滞在が6か月以上にわたって継続することが見込まれるものに限る。</p> <p>1. 当該地域での勤務(出張、社命留学等を含む)</p> <p>2. 当該地域での事業の経営など個人が行う職業上の活動</p> <p>なお、労働協約第512条に定める退職(第7号を除く)を取得中の者が配偶者転勤退職を希望する場合、取得中の退職の事由が消滅している場合にのみ申し出ることができる。</p>	<p>退職の対象者として、復職の意思のある者を規定</p> <p>他の退職者が配偶者転勤退職を取得できる条件を規定</p>
(新設)	<p><u>第3条(退職期間及び中断・再開)</u></p> <p>配偶者転勤退職期間は、1回につき、原則として最短6ヵ月、最長3ヵ年とする。なお、最長期間の範囲内であっても、退職の中断及び再開は認めない。</p> <p>②配偶者転勤退職終了日から次の配偶者転勤退職開始日までの間隔は原則として3年以上とする。なお、この3年に労働協約第512条に定める退職期間(第7号を除く)は含まない。</p> <p>③退職の開始日は各月1日付け、終了日は各月末日とする。</p>	<p>退職の中断、再開不可を明記</p> <p>退職と退職の間隔を5年から3年に変更</p>
(新設)	<p><u>第4条(手続)</u></p> <p>配偶者転勤退職を希望する者は、所定の申請用紙により、原則として2ヵ月前までに所属長を経て会社に申し出る。</p>	
(新設)	<p><u>第5条(期間の変更)</u></p> <p>配偶者転勤退職期間は、本規程第3条の範囲内で変更を認めることがある。なお、変更を希望する場合は、変更予定日の2ヵ月前までに会社に申し出なければならない。</p>	
(新設)	<p><u>第6条(退職の取消)</u></p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として退職を取り消す。</p> <p>1. 本人及び配偶者が退職条件に該当しなくなった場合(配偶者と</p>	<p>退職の取消事由を規定</p> <p>産前産後休暇を取得については、希望に応じて出産予定日の8週間前か</p>

現行	改訂	適用
	<p><u>離婚した場合、配偶者が死亡した場合を含む</u></p> <p>2. <u>産前産後休暇、育児休職、介護休職を取得することとなった場合</u></p> <p>3. <u>傷病により継続して1カ月を超えて労務不能となった場合</u></p> <p>②前項の各号に該当した場合、<u>原則として該当日後直近の月末日を以て休職は終了する。</u></p> <p>③第1項の各号に該当した場合は、<u>速やかに会社に申し出なければならない。</u></p>	らの取得も可能とする
(新設)	<p>第7条(期間中の賃金及び賞与)</p> <p><u>配偶者転勤休職期間中の賃金及び賞与は支給しない。</u></p>	
(新設)	<p>第8条(勤続年数)</p> <p><u>配偶者転勤休職の期間は勤続年数として加算しない。</u></p>	
(新設)	<p>第9条(社会保険)</p> <p><u>配偶者転勤休職期間中は、社会保険の被保険者の資格は継続し、従業員負担分保険料は本人が負担する。</u></p>	
(新設)	<p>第10条(福利厚生)</p> <p><u>配偶者転勤休職期間中の福利厚生の取扱いは、出勤しないために受けることのできない事項を除き一般と同様とする。</u></p>	
(新設)	<p>第11条(復職)</p> <p><u>復職時の職場は、社内歴等を総合的に勘案して決定する。</u></p>	
(新設)	<p>第12条(本給評価による格付)</p> <p><u>配偶者転勤休職を実施する者の本給評価による格付けに関する取扱いは、原則として「賃金規程」による。</u></p> <p>②復職時の本給評価による格付けについては、<u>評価対象期間(前年4月1日から当年3月31日)に勤務実績が6ヵ月未満の場合は、当年6月16日付本給評価は実施しない。</u></p>	
育児休業規程	育児休業規程	
<p>第10条(子が1歳に達する日以前の特例)</p> <p>前条にかかわらず、次の各号の全てに該当する場合には、一子につき5日間まで賃金及び賞与を支給する。</p> <p>1. 第2条または第6条に定める育児休業終了日が、子が1歳に達する日以前</p> <p>2. 申請時における育児休業期間が各人の休日を含み4週間(28日)以内</p> <p>3. 従前に4週間(28日)を超えて第2条に定める育児休業を取得していない</p>	<p>第10条(子が1歳に達する日以前の特例)</p> <p>前条にかかわらず、次の各号の全てに該当する場合には、一子につき取得する育児休業期間(4週間(28日))のうち5日間まで賃金及び賞与を支給する。</p> <p>1. 第2条または第6条に定める育児休業終了日が、子が1歳に達する日以前</p> <p>2. 申請時における育児休業期間が各人の休日を含み4週間(28日)以内</p> <p>3. 従前に4週間(28日)を超えて第2条に定める育児休業を取得していない</p>	育児休業1歳に達する日以前の特例 有給5日は4週の範囲内であることを明記
〔諒解事項〕 第6条から第8条及び第9条第2項は、2022年10月1日から有効とする。	(削除)	期限が過ぎたため削除
短時間勤務規程	短時間勤務規程	
<p>第8条(所定労働日数の低減)</p> <p>介護勤務を所定労働日数の低減により実施する場合の1年間の店舗休業日及び各個休日の日数は<u>169日</u>とする。なお、原則として週休3日の編成とし、一月あたりの店舗休業日及び各個休日の日数は、全月において14日とする。</p>	<p>第8条(所定労働日数の低減)</p> <p>介護勤務を所定労働日数の低減により実施する場合の1年間の店舗休業日及び各個休日の日数は<u>168日</u>とする。なお、原則として週休3日の編成とし、一月あたりの店舗休業日及び各個休日の日数は、全月において14日とする。</p>	

(3) アシストスタッフ

■労働協約（本則）

現行	改訂	適用
<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第512条(休 職) 会社は、アシストスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>第5章 人事 第2節 休職</p> <p>第512条(休 職) 会社は、アシストスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域（海外・国内）において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。 この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。 8. その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>配偶者転勤休職制度の規定</p>
<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第613条(年次有給休暇) 会社は、アシストスタッフに対し、次の基準により年次有給休暇を与える。なお、勤続年数の算定は、毎年10月11日をもって基準とする。 (中略) ③第1項第2号の休暇は、前年10月11日～10月10日の期間において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、前年の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるまで次の有給休暇を付与する。 (新設) (以下略)</p>	<p>第6章 労働条件 第2節 休日・休暇</p> <p>第613条(年次有給休暇) 会社は、アシストスタッフに対し、<u>勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。</u> <u>なお、勤続年数の算定は、毎年10月11日をもって基準とし、従前のアシストスタッフの勤続年数を通算する。また、毎年10月11日時点で、短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合は、週契約日数・時間については「週4日かつ週30時間未満契約」を適用する。</u> (中略) ③第1項第2号の休暇は、前年10月11日～10月10日の期間において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、前年の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるまで次の有給休暇を付与する。<u>なお、入社日が10月11日以外の者については、10月11日から入社日前日までの暦日は全て出勤したものとして出勤率を算出するものとする。</u> (以下略)</p>	<p>入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記</p>
<p>第14章 効力</p> <p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2022年4月1日から2023年3月31日まで</u>とする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2023年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>第14章 効力</p> <p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2023年4月1日から2024年3月31日まで</u>とする。</p> <p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2024年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>効力の年度改定</p> <p>効力の年度改定</p>
<p>第15章 付則</p> <p>第1502条 本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。</p>	<p>第15章 付則</p> <p>第1502条 本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。</p>	<p>効力の年度改定</p>

現行	改訂	適用
2022年4月1日 株式会社札幌丸井三越 代表取締役 神林 謙一 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎	2023年4月1日 株式会社札幌丸井三越 代表取締役社長執行役員 神林 謙一 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎	

■労働協約（付属諸規定）

現行	改訂	適用																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(別表) 雇入賃金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基本給</th> <th>ベース給</th> <th>地域別 職種給</th> <th>能力給</th> <th>調整給</th> <th>基本給上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品レーンPOS(丸井フード)</td> <td>1,000円</td> <td>735円</td> <td>100円</td> <td></td> <td>165円</td> <td>1,150円</td> </tr> <tr> <td>専任POS</td> <td>920円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td></td> <td>165円</td> <td>1,070円</td> </tr> <tr> <td>後方POS</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td></td> <td>135円</td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>営業支援</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td></td> <td>135円</td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>100円</td> <td>上限 150円</td> <td>55円</td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>後方</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>0円</td> <td></td> <td>155円</td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(首都圏)</td> <td>1,045円</td> <td>735円</td> <td>235円</td> <td></td> <td>75円</td> <td>1,195円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(旭川)</td> <td>900円</td> <td>735円</td> <td>95円</td> <td></td> <td>70円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(釧路・苫小牧)</td> <td>900円</td> <td>735円</td> <td>65円</td> <td></td> <td>100円</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※早番固定勤務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基本給</th> <th>ベース給</th> <th>地域別 職種給</th> <th>能力給</th> <th>調整給</th> <th>基本給上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品レーンPOS(丸井フード)</td> <td>980円</td> <td>735円</td> <td>80円</td> <td></td> <td>165円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>専任POS</td> <td>900円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td></td> <td>145円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>後方POS</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td></td> <td>135円</td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>営業支援</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td></td> <td>135円</td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>100円</td> <td>上限 150円</td> <td>55円</td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>後方</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>0円</td> <td></td> <td>155円</td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(首都圏)</td> <td>1,045円</td> <td>735円</td> <td>235円</td> <td></td> <td>75円</td> <td>1,195円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(旭川)</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>95円</td> <td></td> <td>60円</td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(釧路・苫小牧)</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>65円</td> <td></td> <td>90円</td> <td>1,040円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下省略)</p>	職種	基本給	ベース給	地域別 職種給	能力給	調整給	基本給上限	食品レーンPOS(丸井フード)	1,000円	735円	100円		165円	1,150円	専任POS	920円	735円	20円		165円	1,070円	後方POS	890円	735円	20円		135円	1,040円	営業支援	890円	735円	20円		135円	1,040円	サービス	890円	735円	100円	上限 150円	55円	1,040円	後方	890円	735円	0円		155円	1,040円	販売POS(首都圏)	1,045円	735円	235円		75円	1,195円	販売POS(旭川)	900円	735円	95円		70円	1,050円	販売POS(釧路・苫小牧)	900円	735円	65円		100円	1,050円	職種	基本給	ベース給	地域別 職種給	能力給	調整給	基本給上限	食品レーンPOS(丸井フード)	980円	735円	80円		165円	1,130円	専任POS	900円	735円	20円		145円	1,050円	後方POS	890円	735円	20円		135円	1,040円	営業支援	890円	735円	20円		135円	1,040円	サービス	890円	735円	100円	上限 150円	55円	1,040円	後方	890円	735円	0円		155円	1,040円	販売POS(首都圏)	1,045円	735円	235円		75円	1,195円	販売POS(旭川)	890円	735円	95円		60円	1,040円	販売POS(釧路・苫小牧)	890円	735円	65円		90円	1,040円	(別表) 雇入賃金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基本給</th> <th>ベース給</th> <th>地域別 職種給</th> <th>能力給</th> <th>調整給</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品レーンPOS</td> <td>1,040円</td> <td>745円</td> <td>100円</td> <td></td> <td>195円</td> <td>1,190</td> </tr> <tr> <td>専任POS</td> <td>960円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td></td> <td>195円</td> <td>1,110</td> </tr> <tr> <td>後方POS</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td></td> <td>165円</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>営業支援</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td></td> <td>165円</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>100円</td> <td>上限 150円</td> <td>85円</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>後方</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>0円</td> <td></td> <td>185円</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>販売POS(首都圏)</td> <td>1,085円</td> <td>745円</td> <td>235円</td> <td></td> <td>105円</td> <td>1,235</td> </tr> <tr> <td>販売POS(旭川)</td> <td>940円</td> <td>745円</td> <td>95円</td> <td></td> <td>100円</td> <td>1,085</td> </tr> <tr> <td>販売POS(釧路・苫小牧)</td> <td>940円</td> <td>745円</td> <td>65円</td> <td></td> <td>130円</td> <td>1,090</td> </tr> </tbody> </table> <p>【早番固定勤務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基本給</th> <th>ベース給</th> <th>地域別 職種給</th> <th>能力給</th> <th>調整給</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品レーンPOS</td> <td>1,020円</td> <td>745円</td> <td>100円</td> <td></td> <td>175円</td> <td>1,170</td> </tr> <tr> <td>専任POS</td> <td>940円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td></td> <td>175円</td> <td>1,090</td> </tr> <tr> <td>後方POS</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td></td> <td>165円</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>営業支援</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td></td> <td>165円</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>100円</td> <td>上限 150円</td> <td>85円</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>後方</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>0円</td> <td></td> <td>185円</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>販売POS(首都圏)</td> <td>1,085円</td> <td>745円</td> <td>235円</td> <td></td> <td>105円</td> <td>1,235</td> </tr> <tr> <td>販売POS(旭川)</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>95円</td> <td></td> <td>90円</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>販売POS(釧路・苫小牧)</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>65円</td> <td></td> <td>120円</td> <td>1,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下省略)</p>	職種	基本給	ベース給	地域別 職種給	能力給	調整給	上限額	食品レーンPOS	1,040円	745円	100円		195円	1,190	専任POS	960円	745円	20円		195円	1,110	後方POS	930円	745円	20円		165円	1,080	営業支援	930円	745円	20円		165円	1,080	サービス	930円	745円	100円	上限 150円	85円	1,080	後方	930円	745円	0円		185円	1,080	販売POS(首都圏)	1,085円	745円	235円		105円	1,235	販売POS(旭川)	940円	745円	95円		100円	1,085	販売POS(釧路・苫小牧)	940円	745円	65円		130円	1,090	職種	基本給	ベース給	地域別 職種給	能力給	調整給	上限額	食品レーンPOS	1,020円	745円	100円		175円	1,170	専任POS	940円	745円	20円		175円	1,090	後方POS	930円	745円	20円		165円	1,080	営業支援	930円	745円	20円		165円	1,080	サービス	930円	745円	100円	上限 150円	85円	1,080	後方	930円	745円	0円		185円	1,080	販売POS(首都圏)	1,085円	745円	235円		105円	1,235	販売POS(旭川)	930円	745円	95円		90円	1,080	販売POS(釧路・苫小牧)	930円	745円	65円		120円	1,080	地域別最低賃金引上げ(2022年10月改定)・ベースアップ反映
職種	基本給	ベース給	地域別 職種給	能力給	調整給	基本給上限																																																																																																																																																																																																																																																																																				
食品レーンPOS(丸井フード)	1,000円	735円	100円		165円	1,150円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
専任POS	920円	735円	20円		165円	1,070円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
後方POS	890円	735円	20円		135円	1,040円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
営業支援	890円	735円	20円		135円	1,040円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
サービス	890円	735円	100円	上限 150円	55円	1,040円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
後方	890円	735円	0円		155円	1,040円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
販売POS(首都圏)	1,045円	735円	235円		75円	1,195円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
販売POS(旭川)	900円	735円	95円		70円	1,050円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
販売POS(釧路・苫小牧)	900円	735円	65円		100円	1,050円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
職種	基本給	ベース給	地域別 職種給	能力給	調整給	基本給上限																																																																																																																																																																																																																																																																																				
食品レーンPOS(丸井フード)	980円	735円	80円		165円	1,130円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
専任POS	900円	735円	20円		145円	1,050円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
後方POS	890円	735円	20円		135円	1,040円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
営業支援	890円	735円	20円		135円	1,040円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
サービス	890円	735円	100円	上限 150円	55円	1,040円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
後方	890円	735円	0円		155円	1,040円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
販売POS(首都圏)	1,045円	735円	235円		75円	1,195円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
販売POS(旭川)	890円	735円	95円		60円	1,040円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
販売POS(釧路・苫小牧)	890円	735円	65円		90円	1,040円																																																																																																																																																																																																																																																																																				
職種	基本給	ベース給	地域別 職種給	能力給	調整給	上限額																																																																																																																																																																																																																																																																																				
食品レーンPOS	1,040円	745円	100円		195円	1,190																																																																																																																																																																																																																																																																																				
専任POS	960円	745円	20円		195円	1,110																																																																																																																																																																																																																																																																																				
後方POS	930円	745円	20円		165円	1,080																																																																																																																																																																																																																																																																																				
営業支援	930円	745円	20円		165円	1,080																																																																																																																																																																																																																																																																																				
サービス	930円	745円	100円	上限 150円	85円	1,080																																																																																																																																																																																																																																																																																				
後方	930円	745円	0円		185円	1,080																																																																																																																																																																																																																																																																																				
販売POS(首都圏)	1,085円	745円	235円		105円	1,235																																																																																																																																																																																																																																																																																				
販売POS(旭川)	940円	745円	95円		100円	1,085																																																																																																																																																																																																																																																																																				
販売POS(釧路・苫小牧)	940円	745円	65円		130円	1,090																																																																																																																																																																																																																																																																																				
職種	基本給	ベース給	地域別 職種給	能力給	調整給	上限額																																																																																																																																																																																																																																																																																				
食品レーンPOS	1,020円	745円	100円		175円	1,170																																																																																																																																																																																																																																																																																				
専任POS	940円	745円	20円		175円	1,090																																																																																																																																																																																																																																																																																				
後方POS	930円	745円	20円		165円	1,080																																																																																																																																																																																																																																																																																				
営業支援	930円	745円	20円		165円	1,080																																																																																																																																																																																																																																																																																				
サービス	930円	745円	100円	上限 150円	85円	1,080																																																																																																																																																																																																																																																																																				
後方	930円	745円	0円		185円	1,080																																																																																																																																																																																																																																																																																				
販売POS(首都圏)	1,085円	745円	235円		105円	1,235																																																																																																																																																																																																																																																																																				
販売POS(旭川)	930円	745円	95円		90円	1,080																																																																																																																																																																																																																																																																																				
販売POS(釧路・苫小牧)	930円	745円	65円		120円	1,080																																																																																																																																																																																																																																																																																				
キャリア形成支援制度規程 第4章 グループライフイベント転籍制度 第403条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日2年以内に結婚・離婚・配偶者転勤・育児・介護・看護が発生し、次の要件を満たした場合に使用することができる。 (1) 結婚・配偶者転勤は、原則、新会社雇用時点で配偶者と同居することとする。 (2) 介護・看護の親族の対象は2親等までとする。 (中略)	キャリア形成支援制度規程 第4章 グループライフイベント転籍制度 第403条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用日前日2年以内に結婚・離婚・配偶者転勤・育児・介護・看護が発生し、次の要件を満たした場合に使用することができる。 (中略) (2) 介護・看護 但し、対象家族は2親等までに限る。 <u>なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。</u> (中略) <u>(4) 離婚</u>	昨年度改訂ミス 対象家族の状況の証明に関する運用面での補足																																																																																																																																																																																																																																																																																								
育児休業規程 第10条(子が1歳に達する日以前の特例) 前条にかかわらず、次の各号の全てに該当する場合には、一子につき5日間まで賃金及び賞与を支給する。 1. 第2条または第6条に定める育児休業終了日が、子が1歳に達	育児休業規程 第10条(子が1歳に達する日以前の特例) 前条にかかわらず、次の各号の全てに該当する場合には、一子につき取得する育児休業期間(4週間(28日))のうち5日間まで賃金及び賞与を支給する。 1. 第2条または第6条に定める育児休業終了日が、子が1歳に達	育児休業 1歳に達する日以前の特例 有給5日は4週の範囲内であることを明記																																																																																																																																																																																																																																																																																								

現行	改訂	適用
<p>する日以前</p> <p>2. 申請時における育児休業期間が各人の休日を含み 4 週間 (28 日) 以内</p> <p>3. 従前に 4 週間 (28 日) を超えて第 2 条に定める育児休業を取得していない</p>	<p>する日以前</p> <p>2. 申請時における育児休業期間が各人の休日を含み 4 週間 (28 日) 以内</p> <p>3. 従前に 4 週間 (28 日) を超えて第 2 条に定める育児休業を取得していない</p>	
<p>〔諒解事項〕</p> <p>第 6 条から第 8 条及び第 9 条第 2 項は、2022 年 10 月 1 日から有効とする。</p>	<p>(削除)</p>	<p>期限が過ぎたため削除</p>
<p>短時間勤務規程</p>	<p>短時間勤務規程</p>	
<p>第 8 条 (所定労働日数の低減)</p> <p>短時間勤務を所定労働日数の低減により実施する場合の 1 年間の店舗休業日及び各個休日の日数は 169 日とする。なお、原則として週休 3 日の編成とし、一月あたりの店舗休業日及び各個休日の日数は、全月において 14 日とする。</p>	<p>第 8 条 (所定労働日数の低減)</p> <p>短時間勤務を所定労働日数の低減により実施する場合の 1 年間の店舗休業日及び各個休日の日数は 168 日とする。なお、原則として週休 3 日の編成とし、一月あたりの店舗休業日及び各個休日の日数は、全月において 14 日とする。</p>	<p>年間日数の誤り</p>
<p>－ 参 考 －</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>アシストスタッフ労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフ労働協約を適用しています。必要な点は、総務部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ労働協約を参照して下さい。</p> <p>「通勤費支給細則」</p> <p>「自家用車通勤管理規程」</p> <p>(新設)</p> <p>「出張規程」</p> <p>「国内出向規程」</p> <p>「安全衛生管理規程」</p> <p>「安全衛生管理規程細則」</p> <p>「安全衛生委員会規則」</p> <p>「健康情報等の取扱規程」</p> <p>「自動車安全運転規程」</p> <p>「職務発明規程」</p> <p>「苦情処理規程」</p> <p>「紛争の解決・平和条項に関する協定」</p> <p>「テレワーク規程」</p>	<p>－ 参 考 －</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>アシストスタッフ労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフ労働協約を適用しています。必要な点は、総務部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ労働協約を参照して下さい。</p> <p>「通勤費支給細則」</p> <p>「自家用車通勤管理規程」</p> <p><u>「配偶者転勤休職制度規程」</u></p> <p>「出張規程」</p> <p>「国内出向規程」</p> <p>「安全衛生管理規程」</p> <p>「安全衛生管理規程細則」</p> <p>「安全衛生委員会規則」</p> <p>「健康情報等の取扱規程」</p> <p>「自動車安全運転規程」</p> <p>「職務発明規程」</p> <p>「苦情処理規程」</p> <p>「紛争の解決・平和条項に関する協定」</p> <p>「テレワーク規程」</p>	<p>配偶者転勤休職制度規程の追記</p>

(4) エルダーアシストスタッフ

■ 労働協約 (本則)

現行	改訂	適用																					
第5章 人事 第1節 人事	第5章 人事 第1節 人事																						
第503条 (エルダーアシストスタッフの区分) エルダーアシストスタッフの区分は、1週間の勤務日数・所定労働時間等に基づき原則次の通りとする。	第503条 (エルダーアシストスタッフの区分) エルダーアシストスタッフの区分は、1週間の勤務日数・所定労働時間等に基づき原則次の通りとする。	エルダー区分の所定労働時間の記載を訂正 (社会保険料適用拡大に伴う対応) ・区分の便宜上表現を追記																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">勤務日数</th> <th style="width: 20%;">所定労働時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダーアシストスタッフⅠ</td> <td>週 2～5 日</td> <td>週 12 時間以上 20 時間未満</td> </tr> <tr> <td>エルダーアシストスタッフⅡ</td> <td>週 4～5 日</td> <td>週 20 時間以上 35 時間以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追記)</p>	区分	勤務日数	所定労働時間	エルダーアシストスタッフⅠ	週 2～5 日	週 12 時間以上 20 時間未満	エルダーアシストスタッフⅡ	週 4～5 日	週 20 時間以上 35 時間以内	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">勤務日数</th> <th style="width: 15%;">所定労働時間</th> <th style="width: 55%;">就業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダーアシストスタッフⅠ</td> <td>週 2～5 日</td> <td>週 20 時間未満</td> <td>・雇用条件提示書上で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務</td> </tr> <tr> <td>エルダーアシストスタッフⅡ</td> <td>週 4～5 日</td> <td>週 20 時間以上 35 時間以内</td> <td>・雇用条件提示書上で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、エルダーアシストスタッフⅡのうち、週 20 時間以上 28 時間未満を A 区分、28 時間以上を B 区分と、便宜上呼称する。また、社会保険は、エルダーアシストスタッフⅡのうち、月例給が 88,000 を超える者に適用される。</p>	区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態	エルダーアシストスタッフⅠ	週 2～5 日	週 20 時間未満	・雇用条件提示書上で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務	エルダーアシストスタッフⅡ	週 4～5 日	週 20 時間以上 35 時間以内	・雇用条件提示書上で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務	
区分	勤務日数	所定労働時間																					
エルダーアシストスタッフⅠ	週 2～5 日	週 12 時間以上 20 時間未満																					
エルダーアシストスタッフⅡ	週 4～5 日	週 20 時間以上 35 時間以内																					
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態																				
エルダーアシストスタッフⅠ	週 2～5 日	週 20 時間未満	・雇用条件提示書上で定められた勤務曜日・勤務時間に基づく固定的な勤務																				
エルダーアシストスタッフⅡ	週 4～5 日	週 20 時間以上 35 時間以内	・雇用条件提示書上で定められた勤務日数・勤務時間の範囲内で、毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務																				
第2節 休職	第2節 休職																						
第512条(休 職) 会社は、エルダーアシストスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設) 7.その他、会社が認めた事由による連続欠勤が 30 日に及んだときは休職とし、当該休職が 3 ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは 1 回のみとする。	第512条(休 職) 会社は、エルダーアシストスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) 7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域 (海外・国内) において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。 8.その他、会社が認めた事由による連続欠勤が 30 日に及んだときは休職とし、当該休職が 3 ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは 1 回のみとする。	配偶者転勤休職制度の規定																					
第6章 労働条件 第2節 休日・休暇	第6章 労働条件 第2節 休日・休暇																						
第613条(年次有給休暇) 会社は、エルダーアシストスタッフに対し、アシストスタッフⅠ及びアシストスタッフⅡとしての勤続年数及び週契約日数・時間に基づき、1年間に次の年次有給休暇を与える。 なお、年度途中の再雇用における初回契約時の年次有給休暇は、アシストスタッフ退職時に保有していた日数を継続するものとし、契約に際し改めて付与しない。 (中略) ③第1項第2号の休暇は、前年 10 月 11 日～ 10 月 10 日の期間において全労働日の 8 割以上出勤した者に適用し、8 割未満出勤者については、前年の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるまで次の有給休暇を付与する。 (新設) (以下略)	第613条(年次有給休暇) 会社は、エルダーアシストスタッフに対し、 <u>勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。</u> <u>但し、年度途中の再雇用時には、年次有給休暇は付与しない。なお、勤続年数の算定は、毎年 10 月 11 日をもって基準とし、従前のフ</u> <u>アシストスタッフの勤続年数を通算する。</u> なお、勤続年数の算定は、毎年 10 月 11 日をもって基準とし、従前のフェロー社員 (有期) の勤続年数を通算する。また、毎年 10 月 11 日時点で、 <u>短時間勤務規程第 8 条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合は、週契約日数・時間については「週 4 日かつ週 30 時間未満契約」を適用する。</u> (中略) ③第1項第2号の休暇は、前年 10 月 11 日～ 10 月 10 日の期間において全労働日の 8 割以上出勤した者に適用し、8 割未満出勤者については、前年の有給休暇保有日数に応じて、有給休暇の合計が一定になるま で次の有給休暇を付与する。 <u>なお、入社日が 10 月 11 日以外の者については、10 月 11 日から入社日前日までの暦日は全て出勤したも</u> <u>のとして出勤率を算出するものとする。</u>	入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記																					

現行	改訂	適用
	(以下略)	
第14章 効力	第14章 効力	
第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2022年4月1日</u> から <u>2023年3月31日</u> までとする。	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2023年4月1日</u> から <u>2024年3月31日</u> までとする。	効力の年度改定
第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2023年3月31日</u> を超えることはできない。	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2024年3月31日</u> を超えることはできない。	効力の年度改定
第15章 付則	第15章 付則	
第1502条 本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。 <u>2022年4月1日</u> 株式会社札幌丸井三越 代表取締役 神林 謙一 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗	第1502条 本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。 <u>2023年4月1日</u> 株式会社札幌丸井三越 代表取締役社長執行役員 神林 謙一 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一朗	効力の年度改定

■ 労働協約（付属諸規定）

現行	改訂	適用																																																																																																																												
賃金規程	賃金規程																																																																																																																													
(別表) 雇入賃金	(別表) 雇入賃金	地域別最低賃金引上げ(2022年10月改定)・ベースアップ反映																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基本給</th> <th>ベース給</th> <th>地域別職種給</th> <th>能力給</th> <th>調整給</th> <th>基本給上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品レーンPOS(丸井フー)</td> <td>1,000円</td> <td>735円</td> <td>100円</td> <td rowspan="10">上限 95円</td> <td>165円</td> <td>1,095円</td> </tr> <tr> <td>専任POS</td> <td>920円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td>165円</td> <td>1,015円</td> </tr> <tr> <td>後方POS</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td>135円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>営業支援</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td>135円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>100円</td> <td>55円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>後方</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>0円</td> <td>155円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(首都圏)</td> <td>1,045円</td> <td>735円</td> <td>235円</td> <td>75円</td> <td>1,140円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(旭川)</td> <td>900円</td> <td>735円</td> <td>95円</td> <td>70円</td> <td>995円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(釧路・苫小牧)</td> <td>900円</td> <td>735円</td> <td>65円</td> <td>100円</td> <td>995円</td> </tr> </tbody> </table>	職種	基本給	ベース給	地域別職種給	能力給	調整給	基本給上限	食品レーンPOS(丸井フー)	1,000円	735円	100円	上限 95円	165円	1,095円	専任POS	920円	735円	20円	165円	1,015円	後方POS	890円	735円	20円	135円	985円	営業支援	890円	735円	20円	135円	985円	サービス	890円	735円	100円	55円	985円	後方	890円	735円	0円	155円	985円	販売POS(首都圏)	1,045円	735円	235円	75円	1,140円	販売POS(旭川)	900円	735円	95円	70円	995円	販売POS(釧路・苫小牧)	900円	735円	65円	100円	995円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基本給</th> <th>ベース給</th> <th>地域別職種給</th> <th>能力給</th> <th>調整給</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品レーンPOS</td> <td>1040円</td> <td>745円</td> <td>100円</td> <td rowspan="10">上限 95円</td> <td>195円</td> <td>1,135</td> </tr> <tr> <td>専任POS</td> <td>960円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td>195円</td> <td>1,055</td> </tr> <tr> <td>後方POS</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td>165円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>営業支援</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td>165円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>100円</td> <td>85円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>後方</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>0円</td> <td>185円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>販売POS(首都圏)</td> <td>1085円</td> <td>745円</td> <td>235円</td> <td>105円</td> <td>1,180</td> </tr> <tr> <td>販売POS(旭川)</td> <td>940円</td> <td>745円</td> <td>95円</td> <td>100円</td> <td>1,035</td> </tr> <tr> <td>販売POS(釧路・苫小牧)</td> <td>940円</td> <td>745円</td> <td>65円</td> <td>130円</td> <td>1,035</td> </tr> </tbody> </table>	職種	基本給	ベース給	地域別職種給	能力給	調整給	上限額	食品レーンPOS	1040円	745円	100円	上限 95円	195円	1,135	専任POS	960円	745円	20円	195円	1,055	後方POS	930円	745円	20円	165円	1,025	営業支援	930円	745円	20円	165円	1,025	サービス	930円	745円	100円	85円	1,025	後方	930円	745円	0円	185円	1,025	販売POS(首都圏)	1085円	745円	235円	105円	1,180	販売POS(旭川)	940円	745円	95円	100円	1,035	販売POS(釧路・苫小牧)	940円	745円	65円	130円	1,035	
職種	基本給	ベース給	地域別職種給	能力給	調整給	基本給上限																																																																																																																								
食品レーンPOS(丸井フー)	1,000円	735円	100円	上限 95円	165円	1,095円																																																																																																																								
専任POS	920円	735円	20円		165円	1,015円																																																																																																																								
後方POS	890円	735円	20円		135円	985円																																																																																																																								
営業支援	890円	735円	20円		135円	985円																																																																																																																								
サービス	890円	735円	100円		55円	985円																																																																																																																								
後方	890円	735円	0円		155円	985円																																																																																																																								
販売POS(首都圏)	1,045円	735円	235円		75円	1,140円																																																																																																																								
販売POS(旭川)	900円	735円	95円		70円	995円																																																																																																																								
販売POS(釧路・苫小牧)	900円	735円	65円		100円	995円																																																																																																																								
職種	基本給	ベース給	地域別職種給		能力給	調整給	上限額																																																																																																																							
食品レーンPOS	1040円	745円	100円	上限 95円	195円	1,135																																																																																																																								
専任POS	960円	745円	20円		195円	1,055																																																																																																																								
後方POS	930円	745円	20円		165円	1,025																																																																																																																								
営業支援	930円	745円	20円		165円	1,025																																																																																																																								
サービス	930円	745円	100円		85円	1,025																																																																																																																								
後方	930円	745円	0円		185円	1,025																																																																																																																								
販売POS(首都圏)	1085円	745円	235円		105円	1,180																																																																																																																								
販売POS(旭川)	940円	745円	95円		100円	1,035																																																																																																																								
販売POS(釧路・苫小牧)	940円	745円	65円		130円	1,035																																																																																																																								
※早番固定勤務	【早番固定勤務】																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基本給</th> <th>ベース給</th> <th>地域別職種給</th> <th>能力給</th> <th>調整給</th> <th>基本給上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品レーンPOS(丸井フー)</td> <td>980円</td> <td>735円</td> <td>80円</td> <td rowspan="10">上限 95円</td> <td>165円</td> <td>1,075円</td> </tr> <tr> <td>専任POS</td> <td>900円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td>145円</td> <td>995円</td> </tr> <tr> <td>後方POS</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td>135円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>営業支援</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td>135円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>100円</td> <td>55円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>後方</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>0円</td> <td>155円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(首都圏)</td> <td>1,045円</td> <td>735円</td> <td>235円</td> <td>75円</td> <td>1,140円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(旭川)</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>95円</td> <td>60円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(釧路・苫小牧)</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>65円</td> <td>90円</td> <td>985円</td> </tr> </tbody> </table>	職種	基本給	ベース給	地域別職種給	能力給	調整給	基本給上限	食品レーンPOS(丸井フー)	980円	735円	80円	上限 95円	165円	1,075円	専任POS	900円	735円	20円	145円	995円	後方POS	890円	735円	20円	135円	985円	営業支援	890円	735円	20円	135円	985円	サービス	890円	735円	100円	55円	985円	後方	890円	735円	0円	155円	985円	販売POS(首都圏)	1,045円	735円	235円	75円	1,140円	販売POS(旭川)	890円	735円	95円	60円	985円	販売POS(釧路・苫小牧)	890円	735円	65円	90円	985円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基本給</th> <th>ベース給</th> <th>地域別職種給</th> <th>能力給</th> <th>調整給</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品レーンPOS</td> <td>1020円</td> <td>745円</td> <td>100円</td> <td rowspan="10">上限 95円</td> <td>175円</td> <td>1,115</td> </tr> <tr> <td>専任POS</td> <td>940円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td>175円</td> <td>1,035</td> </tr> <tr> <td>後方POS</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td>165円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>営業支援</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td>165円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>100円</td> <td>85円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>後方</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>0円</td> <td>185円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>販売POS(首都圏)</td> <td>1085円</td> <td>745円</td> <td>235円</td> <td>105円</td> <td>1,180</td> </tr> <tr> <td>販売POS(旭川)</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>95円</td> <td>90円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>販売POS(釧路・苫小牧)</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>65円</td> <td>120円</td> <td>1,025</td> </tr> </tbody> </table>	職種	基本給	ベース給	地域別職種給	能力給	調整給	上限額	食品レーンPOS	1020円	745円	100円	上限 95円	175円	1,115	専任POS	940円	745円	20円	175円	1,035	後方POS	930円	745円	20円	165円	1,025	営業支援	930円	745円	20円	165円	1,025	サービス	930円	745円	100円	85円	1,025	後方	930円	745円	0円	185円	1,025	販売POS(首都圏)	1085円	745円	235円	105円	1,180	販売POS(旭川)	930円	745円	95円	90円	1,025	販売POS(釧路・苫小牧)	930円	745円	65円	120円	1,025	
職種	基本給	ベース給	地域別職種給	能力給	調整給	基本給上限																																																																																																																								
食品レーンPOS(丸井フー)	980円	735円	80円	上限 95円	165円	1,075円																																																																																																																								
専任POS	900円	735円	20円		145円	995円																																																																																																																								
後方POS	890円	735円	20円		135円	985円																																																																																																																								
営業支援	890円	735円	20円		135円	985円																																																																																																																								
サービス	890円	735円	100円		55円	985円																																																																																																																								
後方	890円	735円	0円		155円	985円																																																																																																																								
販売POS(首都圏)	1,045円	735円	235円		75円	1,140円																																																																																																																								
販売POS(旭川)	890円	735円	95円		60円	985円																																																																																																																								
販売POS(釧路・苫小牧)	890円	735円	65円		90円	985円																																																																																																																								
職種	基本給	ベース給	地域別職種給		能力給	調整給	上限額																																																																																																																							
食品レーンPOS	1020円	745円	100円	上限 95円	175円	1,115																																																																																																																								
専任POS	940円	745円	20円		175円	1,035																																																																																																																								
後方POS	930円	745円	20円		165円	1,025																																																																																																																								
営業支援	930円	745円	20円		165円	1,025																																																																																																																								
サービス	930円	745円	100円		85円	1,025																																																																																																																								
後方	930円	745円	0円		185円	1,025																																																																																																																								
販売POS(首都圏)	1085円	745円	235円		105円	1,180																																																																																																																								
販売POS(旭川)	930円	745円	95円		90円	1,025																																																																																																																								
販売POS(釧路・苫小牧)	930円	745円	65円		120円	1,025																																																																																																																								
(以下省略)	(以下省略)																																																																																																																													
キャリア形成支援制度規程 第3章 グループライフイベント転籍制度	キャリア形成支援制度規程 第3章 グループライフイベント転籍制度																																																																																																																													
第303条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用前日2年以内に結婚・	第303条(申請事由) 本制度の申請事由は、新会社雇用前日2年以内に結婚・	昨年度改訂ミス 対象家族の状況の証明																																																																																																																												

現行	改訂	適用
<p>離婚・配偶者転勤・育児・介護・看護が発生し、次の要件を満たした場合に使用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) . 介護・看護の親族の対象は2親等までとする。</p> <p>3. 育児の対象は、新会社雇用時に小学校6年生までとなる子とする。</p>	<p>離婚・配偶者転勤・育児・介護・看護が発生し、次の要件を満たした場合に使用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) . 介護・看護の親族の対象は2親等までとする。</p> <p><u>なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(4) . 離婚</u></p>	<p>に関する運用面での補足</p>
<p>育児休業規程</p>	<p>育児休業規程</p>	
<p>第10条（子が1歳に達する日以前の特例）</p> <p>前条にかかわらず、次の各号の全てに該当する場合には、一子につき5日間まで賃金及び賞与を支給する。</p> <p>1. 第2条または第6条に定める育児休業終了日が、子が1歳に達する日以前</p> <p>2. 申請時における育児休業期間が各人の休日を含み4週間(28日)以内</p> <p>3. 従前に4週間(28日)を超えて第2条に定める育児休業を取得していない</p>	<p>第10条（子が1歳に達する日以前の特例）</p> <p>前条にかかわらず、次の各号の全てに該当する場合には、一子につき取得する育児休業期間（4週間（28日））のうち5日間まで賃金及び賞与を支給する。</p> <p>1. 第2条または第6条に定める育児休業終了日が、子が1歳に達する日以前</p> <p>2. 申請時における育児休業期間が各人の休日を含み4週間(28日)以内</p> <p>3. 従前に4週間（28日）を超えて第2条に定める育児休業を取得していない</p>	<p>育児休業 1歳に達する日以前の特例 有給5日は4週の範囲内であることを明記</p>
<p>〔諒解事項〕</p> <p>第6条から第8条及び第9条第2項は、2022年10月1日から有効とする。</p>	<p>(削除)</p>	<p>期限が過ぎたため削除</p>
<p>短時間勤務規程</p>	<p>短時間勤務規程</p>	
<p>第8条（所定労働日数の低減）</p> <p>短時間勤務を所定労働日数の低減により実施する場合の1年間の店舗休業日及び各個休日の日数は169日とする。なお、原則として週休3日の編成とし、一月あたりの店舗休業日及び各個休日の日数は、全月において14日とする。</p>	<p>第8条（所定労働日数の低減）</p> <p>短時間勤務を所定労働日数の低減により実施する場合の1年間の店舗休業日及び各個休日の日数は168日とする。なお、原則として週休3日の編成とし、一月あたりの店舗休業日及び各個休日の日数は、全月において14日とする。</p>	<p>年間日数の誤り</p>
<p>－ 参 考 －</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダーアシストスタッフ労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフ労働協約を適用しています。必要な点は、総務部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ労働協約を参照して下さい。</p> <p>「通勤費支給細則」</p> <p>「自家用車通勤管理細則」</p> <p>(新設)</p> <p>「出張規程」</p> <p>「国内出向規程」</p> <p>「安全衛生管理規程」</p> <p>「安全衛生管理規程細則」</p>	<p>－ 参 考 －</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダーアシストスタッフ労働協約のうち、以下の規程等についてはゼネラルスタッフ労働協約を適用しています。必要な点は、総務部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ労働協約を参照して下さい。</p> <p>「通勤費支給細則」</p> <p>「自家用車通勤管理細則」</p> <p>「配偶者転勤退職制度規程」</p> <p>「出張規程」</p> <p>「国内出向規程」</p> <p>「安全衛生管理規程」</p> <p>「安全衛生管理規程細則」</p>	<p>配偶者転勤退職制度規程の追記</p>

現行	改訂	適用
<p>「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」</p> <p>アシストスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダーアシストスタッフ労働協約のうち、以下の規程等についてはアシストスタッフ労働協約を適用しています。必要な点は、総務部事務所に備え付けのアシストスタッフ労働協約を参照して下さい。</p> <p>「育児勤務規程」 「介護・介護準備勤務規程」</p>	<p>「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」</p> <p>アシストスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダーアシストスタッフ労働協約のうち、以下の規程等についてはアシストスタッフ労働協約を適用しています。必要な点は、総務部事務所に備え付けのアシストスタッフ労働協約を参照して下さい。</p> <p>「育児勤務規程」 「介護・介護準備勤務規程」</p>	

(5) エルダースタッフ

■労働協約（本則）

現行	改訂	適用																								
<p style="text-align: center;">第5章 人事 第1節 人事</p> <p>第503条(エルダースタッフの区分) エルダースタッフの区分は、1週間の勤務日数・所定労働時間等に基づき原則次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="103 383 528 512"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務日数</th> <th>所定労働時間</th> <th>就業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフⅠA</td> <td>週2～5日</td> <td>週20時間以上 28時間未満</td> <td>雇用条件提示書上で勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフⅠB</td> <td>週4～5日</td> <td>週28時間以上 35時間以内</td> <td>雇用条件提示書上で勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追記)</p>	区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態	エルダースタッフⅠA	週2～5日	週20時間以上 28時間未満	雇用条件提示書上で勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務	エルダースタッフⅠB	週4～5日	週28時間以上 35時間以内	雇用条件提示書上で勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務	<p style="text-align: center;">第5章 人事 第1節 人事</p> <p>第503条(エルダースタッフの区分) エルダースタッフの区分は、1週間の勤務日数・所定労働時間、或いは一日の勤務時間・年間所定労働時間等に基づき原則次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="715 421 1155 551"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務日数</th> <th>所定労働時間</th> <th>就業形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフⅠA</td> <td>週2～5日</td> <td>28時間未満</td> <td>雇用条件提示書上で勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフⅠB</td> <td>週4～5日</td> <td>週28時間以上 35時間以内</td> <td>雇用条件提示書上で勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務</td> </tr> </tbody> </table> <p>エルダースタッフの区分は、1週間の勤務日数・所定労働時間等に基づき原則次の通りとする。</p> <p>なお、エルダースタッフⅠのうち、週28時間未満をA区分、28時間以上をB区分と、便宜上呼称する。また、社会保険は、エルダースタッフⅠのうち、週20時間以上勤務かつ、月例給が88,000を超える者に適用される。</p>	区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態	エルダースタッフⅠA	週2～5日	28時間未満	雇用条件提示書上で勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務	エルダースタッフⅠB	週4～5日	週28時間以上 35時間以内	雇用条件提示書上で勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務	<p>区分の便宜上表現を追記</p>
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態																							
エルダースタッフⅠA	週2～5日	週20時間以上 28時間未満	雇用条件提示書上で勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務																							
エルダースタッフⅠB	週4～5日	週28時間以上 35時間以内	雇用条件提示書上で勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務																							
区分	勤務日数	所定労働時間	就業形態																							
エルダースタッフⅠA	週2～5日	28時間未満	雇用条件提示書上で勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務																							
エルダースタッフⅠB	週4～5日	週28時間以上 35時間以内	雇用条件提示書上で勤務日数・勤務時間の範囲内で毎月のワークスケジュールに基づく変動可能な勤務																							
<p style="text-align: center;">第2節 休職</p> <p>第512条(休職) 会社は、エルダースタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設)</p> <p>7.その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 休職</p> <p>第512条(休職) 会社は、エルダースタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略)</p> <p>7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域(海外・国内)において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。</p> <p>8.その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>配偶者転勤休職制度の規定</p>																								
<p style="text-align: center;">第6章 労働条件</p> <p>第613条(年次有給休暇) 会社は、エルダースタッフに対し、ゼネラルスタッフ、メイトスタッフ、スペシャルスタッフ、プロスタッフ及びエルダースタッフとしての通算勤続年数と週勤務日数・時間に基づき、1年間に次の年次有給休暇を与える。 その際の通算勤続年数の算定は、原則として毎年4月1日をもって基準とする。 なお、年度途中の再雇用時の年次有給休暇は、ゼネラルスタッフ、メイトスタッフ、及びプロスタッフの定年時等に保有していた日数を継続するものとし、改めて付与しない (中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、週勤務日数・時間と基準日における残日数に応じて、有給休暇を付与する。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 労働条件</p> <p>第613条(年次有給休暇) 会社は、エルダースタッフに対し、<u>勤続年数及び週契約日数・時間に</u>応じ、<u>1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。但し、年度途中の再雇用時には、年次有給休暇は付与しない。</u>なお、勤続年数の算定は、毎年4月1日をもって基準とし、<u>従前の社員またはメイト社員の勤続年数を通算する。</u>また、毎年4月1日時点で、<u>短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、エルダースタッフⅠの週契約日数・時間については「週4日かつ週30時間未満契約」を、エルダースタッフⅡ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの1ヵ月を平均した週所定労働日数については、「週4日」をそれぞれ適用する。</u> (中略) ③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。</p>	<p>入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記</p>																								

現行	改訂	適用
(以下略)	なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したもとして出勤率を算出するものとする。 (以下略)	
第14章 効力	第14章 効力	
第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2022</u> 年4月1日から <u>2023</u> 年3月31日までとする。	第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2023</u> 年4月1日から2024年3月31日までとする。	効力の年度改定
第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2023</u> 年3月31日を超えることはできない。	第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2024</u> 年3月31日を超えることはできない。	効力の年度改定
第15章 付則	第15章 付則	
第1502条 本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。 <u>2022</u> 年4月1日 株式会社札幌丸井三越 代表取締役 神林 謙一 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎	第1502条 本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。 <u>2023</u> 年4月1日 株式会社札幌丸井三越 代表取締役社長執行役員 神林 謙一 三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎	効力の年度改定

■労働協約(付属諸規定)

現行	改訂	適用
賃金規程 第3章 諸手当	賃金規程 第3章 諸手当	
第301条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) (2)エルダースタッフⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ 各人の所定就業時間外における早出、残業に対しては、時間外勤務手当として、1分間につき通常の賃金および労働基準法に定める割増(0.25)分の賃金を支給する。なお、所定時間外が月間60時間を超えた場合の割増率は0.5とする。 ②前項にかかわらず、フレックスタイム制勤務者については、月間所定労働時間を超えて労働した時間には1分間につき労働基準法に定める時間外勤務手当を支給する。また、午後10時から午前5時の間に労働した時間には1分間につき労働基準法に定める深夜勤務手当を支給する。 ③エルダースタッフⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの1分間における割増分の賃金は、以下の通りとする。 (中略)	第302条(時間外勤務手当・深夜勤務手当) 各人の所定労働時間外労働に対しては、時間外勤務手当として、1分間につき通常の賃金及び割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は、1か月の時間外労働の時間数に応じて、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。 1.所定時間外労働60時間以下 25% 2.所定時間外労働60時間超 50% 但し、労働基準法第41条該当者については、時間外勤務手当は支給しない。 (削除) (削除) (削除)	

現行	改訂	適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	<p>②午後 10 時から午前 5 時の間の労働に対しては、深夜勤務手当として、1 分間につき割増賃金を支給する。なお、割増賃金率は 25%とする。</p> <p>③前各項の割増賃金の基礎となる 1 分間当たりの賃金額は以下の式により算出する。</p> <p>本給/9700</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>第 303 条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>第 303 条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日 2 年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 離婚</p>	<p>昨年度改訂ミス</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>別表(1)</p> <p>エルダースタッフ I</p> <table border="1" data-bbox="82 667 622 851"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基本給</th> <th>ベース給</th> <th>地域別職種給</th> <th>能力給</th> <th>調整給</th> <th>基本給上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品レーンPOS(丸井フー)</td> <td>1,000円</td> <td>735円</td> <td>100円</td> <td rowspan="10">上限 95円</td> <td>165円</td> <td>1,095円</td> </tr> <tr> <td>専任POS</td> <td>920円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td>165円</td> <td>1,015円</td> </tr> <tr> <td>後方POS</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td>135円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>営業支援</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td>135円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>100円</td> <td>55円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>後方</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>0円</td> <td>155円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(首都圏)</td> <td>1,045円</td> <td>735円</td> <td>235円</td> <td>75円</td> <td>1,140円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(旭川)</td> <td>900円</td> <td>735円</td> <td>95円</td> <td>70円</td> <td>995円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(釧路・苫小牧)</td> <td>900円</td> <td>735円</td> <td>65円</td> <td>100円</td> <td>995円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※早番固定勤務</p> <table border="1" data-bbox="82 884 622 1068"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基本給</th> <th>ベース給</th> <th>地域別職種給</th> <th>能力給</th> <th>調整給</th> <th>基本給上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品レーンPOS(丸井フー)</td> <td>980円</td> <td>735円</td> <td>80円</td> <td rowspan="10">上限 95円</td> <td>165円</td> <td>1,075円</td> </tr> <tr> <td>専任POS</td> <td>900円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td>145円</td> <td>995円</td> </tr> <tr> <td>後方POS</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td>135円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>営業支援</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>20円</td> <td>135円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>100円</td> <td>55円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>後方</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>0円</td> <td>155円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(首都圏)</td> <td>1,045円</td> <td>735円</td> <td>235円</td> <td>75円</td> <td>1,140円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(旭川)</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>95円</td> <td>80円</td> <td>985円</td> </tr> <tr> <td>販売POS(釧路・苫小牧)</td> <td>890円</td> <td>735円</td> <td>65円</td> <td>90円</td> <td>985円</td> </tr> </tbody> </table> <p>昇降給額 単位:円</p> <table border="1" data-bbox="82 1086 582 1142"> <thead> <tr> <th></th> <th>SS</th> <th>S</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフ I</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-5</td> </tr> </tbody> </table> <p>エルダースタッフ II・III・IV・V</p> <p>エルダースタッフ II・III・IV・V【北海道】</p> <table border="1" data-bbox="82 1209 638 1310"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>初回基本給</th> <th>基本給</th> <th>S 評価</th> <th>A 評価</th> <th>B 評価</th> <th>C 評価</th> <th>D 評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフ II</td> <td>160,000円</td> <td>157,000円</td> <td>95,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフ III</td> <td>190,000円</td> <td>187,000円</td> <td>225,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフ IV</td> <td>209,000円</td> <td>203,000円</td> <td>244,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフ V</td> <td>313,000円</td> <td>308,000円</td> <td>349,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>エルダースタッフ II・III・IV・V【首都圏】</p> <table border="1" data-bbox="82 1332 638 1433"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>初回基本給</th> <th>基本給</th> <th>S 評価</th> <th>A 評価</th> <th>B 評価</th> <th>C 評価</th> <th>D 評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフ II</td> <td>174,000円</td> <td>169,000円</td> <td>210,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフ III</td> <td>204,000円</td> <td>199,000円</td> <td>240,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフ IV</td> <td>223,000円</td> <td>218,000円</td> <td>259,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフ V</td> <td>327,000円</td> <td>322,000円</td> <td>363,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	職種	基本給	ベース給	地域別職種給	能力給	調整給	基本給上限	食品レーンPOS(丸井フー)	1,000円	735円	100円	上限 95円	165円	1,095円	専任POS	920円	735円	20円	165円	1,015円	後方POS	890円	735円	20円	135円	985円	営業支援	890円	735円	20円	135円	985円	サービス	890円	735円	100円	55円	985円	後方	890円	735円	0円	155円	985円	販売POS(首都圏)	1,045円	735円	235円	75円	1,140円	販売POS(旭川)	900円	735円	95円	70円	995円	販売POS(釧路・苫小牧)	900円	735円	65円	100円	995円	職種	基本給	ベース給	地域別職種給	能力給	調整給	基本給上限	食品レーンPOS(丸井フー)	980円	735円	80円	上限 95円	165円	1,075円	専任POS	900円	735円	20円	145円	995円	後方POS	890円	735円	20円	135円	985円	営業支援	890円	735円	20円	135円	985円	サービス	890円	735円	100円	55円	985円	後方	890円	735円	0円	155円	985円	販売POS(首都圏)	1,045円	735円	235円	75円	1,140円	販売POS(旭川)	890円	735円	95円	80円	985円	販売POS(釧路・苫小牧)	890円	735円	65円	90円	985円		SS	S	A	B	C	D	エルダースタッフ I	15	10	5	0	0	-5	区分	初回基本給	基本給	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	エルダースタッフ II	160,000円	157,000円	95,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	エルダースタッフ III	190,000円	187,000円	225,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	エルダースタッフ IV	209,000円	203,000円	244,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	エルダースタッフ V	313,000円	308,000円	349,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	区分	初回基本給	基本給	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	エルダースタッフ II	174,000円	169,000円	210,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	エルダースタッフ III	204,000円	199,000円	240,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	エルダースタッフ IV	223,000円	218,000円	259,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	エルダースタッフ V	327,000円	322,000円	363,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	<p>別表(1)</p> <p>エルダースタッフ I</p> <table border="1" data-bbox="694 667 1268 851"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基本給</th> <th>ベース給</th> <th>地域別職種給</th> <th>能力給</th> <th>調整給</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品レーンPOS</td> <td>1,040円</td> <td>745円</td> <td>100円</td> <td rowspan="10">上限 95円</td> <td>195円</td> <td>1,105</td> </tr> <tr> <td>専任POS</td> <td>960円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td>195円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>後方POS</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td>165円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>営業支援</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td>165円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>100円</td> <td>85円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>後方</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>0円</td> <td>185円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>販売POS(首都圏)</td> <td>1,085円</td> <td>745円</td> <td>235円</td> <td>105円</td> <td>1,180</td> </tr> <tr> <td>販売POS(旭川)</td> <td>940円</td> <td>745円</td> <td>95円</td> <td>100円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>販売POS(釧路・苫小牧)</td> <td>940円</td> <td>745円</td> <td>65円</td> <td>130円</td> <td>1,025</td> </tr> </tbody> </table> <p>【早番固定勤務】</p> <table border="1" data-bbox="694 884 1268 1068"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>基本給</th> <th>ベース給</th> <th>地域別職種給</th> <th>能力給</th> <th>調整給</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品レーンPOS</td> <td>1,020円</td> <td>745円</td> <td>100円</td> <td rowspan="10">上限 95円</td> <td>175円</td> <td>1,085</td> </tr> <tr> <td>専任POS</td> <td>940円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td>175円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>後方POS</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td>165円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>営業支援</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>20円</td> <td>165円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>100円</td> <td>85円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>後方</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>0円</td> <td>185円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>販売POS(首都圏)</td> <td>1,085円</td> <td>745円</td> <td>235円</td> <td>105円</td> <td>1,180</td> </tr> <tr> <td>販売POS(旭川)</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>95円</td> <td>100円</td> <td>1,025</td> </tr> <tr> <td>販売POS(釧路・苫小牧)</td> <td>930円</td> <td>745円</td> <td>65円</td> <td>120円</td> <td>1,025</td> </tr> </tbody> </table> <p>昇降給額 単位:円</p> <table border="1" data-bbox="694 1086 1193 1142"> <thead> <tr> <th></th> <th>SS</th> <th>S</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフ I</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-5</td> </tr> </tbody> </table> <p>エルダースタッフ II・III・IV・V</p> <p>エルダースタッフ II・III・IV・V【北海道】</p> <table border="1" data-bbox="694 1209 1276 1310"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>初回基本給</th> <th>基本給</th> <th>S 評価</th> <th>A 評価</th> <th>B 評価</th> <th>C 評価</th> <th>D 評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフ II</td> <td>164,000円</td> <td>159,000円</td> <td>198,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフ III</td> <td>192,000円</td> <td>187,000円</td> <td>228,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフ IV</td> <td>211,000円</td> <td>206,000円</td> <td>247,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフ V</td> <td>315,000円</td> <td>310,000円</td> <td>351,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>エルダースタッフ II・III・IV・V【首都圏】</p> <table border="1" data-bbox="694 1332 1276 1433"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>本給評価回数</th> <th>基本給</th> <th>S 評価</th> <th>A 評価</th> <th>B 評価</th> <th>C 評価</th> <th>D 評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフ II</td> <td>176,000円</td> <td>171,000円</td> <td>212,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフ III</td> <td>206,000円</td> <td>201,000円</td> <td>242,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフ IV</td> <td>225,000円</td> <td>220,000円</td> <td>261,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>エルダースタッフ V</td> <td>329,000円</td> <td>324,000円</td> <td>365,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1,000円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	職種	基本給	ベース給	地域別職種給	能力給	調整給	上限額	食品レーンPOS	1,040円	745円	100円	上限 95円	195円	1,105	専任POS	960円	745円	20円	195円	1,025	後方POS	930円	745円	20円	165円	1,025	営業支援	930円	745円	20円	165円	1,025	サービス	930円	745円	100円	85円	1,025	後方	930円	745円	0円	185円	1,025	販売POS(首都圏)	1,085円	745円	235円	105円	1,180	販売POS(旭川)	940円	745円	95円	100円	1,025	販売POS(釧路・苫小牧)	940円	745円	65円	130円	1,025	職種	基本給	ベース給	地域別職種給	能力給	調整給	上限額	食品レーンPOS	1,020円	745円	100円	上限 95円	175円	1,085	専任POS	940円	745円	20円	175円	1,025	後方POS	930円	745円	20円	165円	1,025	営業支援	930円	745円	20円	165円	1,025	サービス	930円	745円	100円	85円	1,025	後方	930円	745円	0円	185円	1,025	販売POS(首都圏)	1,085円	745円	235円	105円	1,180	販売POS(旭川)	930円	745円	95円	100円	1,025	販売POS(釧路・苫小牧)	930円	745円	65円	120円	1,025		SS	S	A	B	C	D	エルダースタッフ I	15	10	5	0	0	-5	区分	初回基本給	基本給	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	エルダースタッフ II	164,000円	159,000円	198,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	エルダースタッフ III	192,000円	187,000円	228,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	エルダースタッフ IV	211,000円	206,000円	247,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	エルダースタッフ V	315,000円	310,000円	351,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	区分	本給評価回数	基本給	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	エルダースタッフ II	176,000円	171,000円	212,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	エルダースタッフ III	206,000円	201,000円	242,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	エルダースタッフ IV	225,000円	220,000円	261,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	エルダースタッフ V	329,000円	324,000円	365,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円	<p>地域別最低賃金引上げ(2022年9月改定済み)ベースアップ・最低賃金引上げ反映</p>
職種	基本給	ベース給	地域別職種給	能力給	調整給	基本給上限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
食品レーンPOS(丸井フー)	1,000円	735円	100円	上限 95円	165円	1,095円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
専任POS	920円	735円	20円		165円	1,015円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
後方POS	890円	735円	20円		135円	985円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
営業支援	890円	735円	20円		135円	985円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
サービス	890円	735円	100円		55円	985円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
後方	890円	735円	0円		155円	985円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
販売POS(首都圏)	1,045円	735円	235円		75円	1,140円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
販売POS(旭川)	900円	735円	95円		70円	995円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
販売POS(釧路・苫小牧)	900円	735円	65円		100円	995円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
職種	基本給	ベース給	地域別職種給		能力給	調整給	基本給上限																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
食品レーンPOS(丸井フー)	980円	735円	80円	上限 95円	165円	1,075円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
専任POS	900円	735円	20円		145円	995円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
後方POS	890円	735円	20円		135円	985円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
営業支援	890円	735円	20円		135円	985円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
サービス	890円	735円	100円		55円	985円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
後方	890円	735円	0円		155円	985円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
販売POS(首都圏)	1,045円	735円	235円		75円	1,140円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
販売POS(旭川)	890円	735円	95円		80円	985円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
販売POS(釧路・苫小牧)	890円	735円	65円		90円	985円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	SS	S	A		B	C	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ I	15	10	5	0	0	-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	初回基本給	基本給	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ II	160,000円	157,000円	95,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ III	190,000円	187,000円	225,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ IV	209,000円	203,000円	244,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ V	313,000円	308,000円	349,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
区分	初回基本給	基本給	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ II	174,000円	169,000円	210,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ III	204,000円	199,000円	240,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ IV	223,000円	218,000円	259,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ V	327,000円	322,000円	363,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
職種	基本給	ベース給	地域別職種給	能力給	調整給	上限額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
食品レーンPOS	1,040円	745円	100円	上限 95円	195円	1,105																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
専任POS	960円	745円	20円		195円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
後方POS	930円	745円	20円		165円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
営業支援	930円	745円	20円		165円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
サービス	930円	745円	100円		85円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
後方	930円	745円	0円		185円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
販売POS(首都圏)	1,085円	745円	235円		105円	1,180																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
販売POS(旭川)	940円	745円	95円		100円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
販売POS(釧路・苫小牧)	940円	745円	65円		130円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
職種	基本給	ベース給	地域別職種給		能力給	調整給	上限額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
食品レーンPOS	1,020円	745円	100円	上限 95円	175円	1,085																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
専任POS	940円	745円	20円		175円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
後方POS	930円	745円	20円		165円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
営業支援	930円	745円	20円		165円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
サービス	930円	745円	100円		85円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
後方	930円	745円	0円		185円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
販売POS(首都圏)	1,085円	745円	235円		105円	1,180																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
販売POS(旭川)	930円	745円	95円		100円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
販売POS(釧路・苫小牧)	930円	745円	65円		120円	1,025																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	SS	S	A		B	C	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ I	15	10	5	0	0	-5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
区分	初回基本給	基本給	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ II	164,000円	159,000円	198,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ III	192,000円	187,000円	228,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ IV	211,000円	206,000円	247,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ V	315,000円	310,000円	351,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
区分	本給評価回数	基本給	S 評価	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ II	176,000円	171,000円	212,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ III	206,000円	201,000円	242,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ IV	225,000円	220,000円	261,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
エルダースタッフ V	329,000円	324,000円	365,000円	6,000円	4,000円	1,000円	0円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>キャリア形成支援制度規程</p> <p>第 3 章 グループライフイベント転籍制度</p> <p>第 303 条(申請事由)</p> <p>本制度の申請事由は、新会社雇用日前日 2 年以内に結婚・離婚・配偶者転勤・育児・介護・看護が発生し、次の要件を満たした場合に使用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 介護・看護の親族の対象は 2 親等までとする。</p> <p>3. 育児の対象は、新会社雇用時に小学校 6 年生までとなる子とする。</p>	<p>キャリア形成支援制度規程</p> <p>第 3 章 グループライフイベント転籍制度</p> <p>第 303 条(申請事由)</p> <p>本制度の申請事由は、新会社雇用日前日 2 年以内に結婚・離婚・配偶者転勤・育児・介護・看護が発生し、次の要件を満たした場合に使用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 介護・看護の親族の対象は 2 親等までとする。</p> <p>なお、この場合、対象家族が要介護状態にあることまたは看護が必要であることの証明書、医師の診断書を提出するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(4). 離婚</p>	<p>昨年度改訂ミス</p> <p>対象家族の状況の証明に関する運用面での補正</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>(新設)</p>	<p>第 8 章ネクストキャリア支援制度</p>	<p>2022 年 11 月改定新設</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>(新設)</p>	<p>第 501 条(対象者)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

現行	改訂	適用
	<p>本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>1.年度の3月31日における年齢が満60歳を迎えるゼネラルスタッフおよびメイトスタッフ、および60歳以上68歳以下のエルダースタッフであり、定年後再雇用以前も含めた勤続年数が5年以上(休職期間を除く)であること。</p> <p>2.第506条に定める申請期間に、所定の手続により申請し、会社が本制度の適用を認めた者。</p> <p>3.会社が指定する退職日まで在籍している者。</p> <p>②前項にかかわらず、一度同制度を利用した者、会社在职期間中に懲戒解雇事由または論旨解雇事由に相当する背信行為を行った者は対象外とする。</p>	
(新設)	<p>第502条(退職加算金)</p> <p>会社は、前条の対象者に対して、退職加算金を支給する。</p> <p>②前項で定める退職加算金は、退職時の資格等級および年齢によって支給する。前条1項3号に定める申請期間に降格となった場合も同様の取扱とする。</p> <p>③前条で定める対象者のうち、会社在职期間中に懲戒解雇事由または論旨解雇事由に相当する背信行為を行った疑いのある者については、懲戒解雇事由または論旨解雇事由に相当する背信行為を行っていないことが明らかになる時まで、退職加算金の支給を停止する。なお、その後、会社在职期間中に懲戒解雇事由または論旨解雇事由に相当する背信行為を行ったことが明らかになった場合には、本制度の対象外とし、第1項で定める退職加算金を支給しない。</p> <p>④第1項で定める退職加算金の支給をすでに受けた者が、会社在职期間中、懲戒解雇事由または論旨解雇事由に相当する背信行為を行ったことが、会社退職後、明らかになった場合、会社は、その者に対し、すでに支給した退職加算金の全部又は一部の返還を求めることができる。</p>	
(新設)	<p>第503条(退職加算金の支給方法)</p> <p>特別退職金の支給においては、ゼネラルスタッフ「退職給付規程」を準用する。</p>	
(新設)	<p>第504条(再雇用)</p> <p>会社は、本制度により退職した者のうち、会社で引き続き雇用を希望する者については所定の選考に基づきエルダーアシストスタッフとして再雇用することがあるが、いかなる場合もエルダースタッフとしては再雇用しない。</p> <p>また、グループ会社を本制度を利用し退職した者のうち、会社での雇用を希望する者についても、所定の選考に基づきエルダーアシストスタッフとして再雇用することがあるが、いかなる場合もエルダースタッフとしては再雇用しない。</p>	
(新設)	<p>第505条(再就職支援)</p> <p>会社は、第501条の対象者のうち、会社が認めた者が再就職支援を希望した場合、会社の費用により再就職支援会社との契約を行う場合がある。</p>	
(新設)	<p>第506条(退職日と申請期間)</p>	

現行	改訂	適用						
	<p>本制度による退職は、9月29日付け、3月30日付けとする。</p> <p>②申請期間は、退職日に応じて、次の通りとする。</p> <p>退職日 申請期間</p> <p>9月29日 原則6月1日から6月30日の間</p> <p>3月30日 原則10月1日から11月30日の間</p>							
(新設)	<p>(別表)</p> <p>(単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格/年齢</th> <th>60～64歳</th> <th>65～68歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エルダースタッフ（月給制）</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	資格/年齢	60～64歳	65～68歳	エルダースタッフ（月給制）	100	50	
資格/年齢	60～64歳	65～68歳						
エルダースタッフ（月給制）	100	50						
育児休業規程	育児休業規程							
<p>第10条(子が1歳に達する日以前の特例)</p> <p>前条にかかわらず、次の各号の全てに該当する場合には、一子につき5日間まで賃金及び賞与を支給する。</p> <p>1.第2条または第6条に定める育児休業終了日が、子が1歳に達する日以前</p> <p>2.申請時における育児休業期間が各人の休日を含み4週間(28日)以内</p> <p>3.従前に4週間(28日)を超えて第2条に定める育児休業を取得していない</p>	<p>第10条(子が1歳に達する日以前の特例)</p> <p>前条にかかわらず、次の各号の全てに該当する場合には、一子につき取得する育児休業期間(4週間(28日))のうち5日間まで賃金及び賞与を支給する。</p> <p>1.第2条または第6条に定める育児休業終了日が、子が1歳に達する日以前</p> <p>2.申請時における育児休業期間が各人の休日を含み4週間(28日)以内</p> <p>3.従前に4週間(28日)を超えて第2条に定める育児休業を取得していない</p>	<p>育児休業 1歳に達する日以前の特例</p> <p>有給5日は4週の範囲内であることを明記</p>						
〔諒解事項〕 第6条から第8条及び第9条第2項は、2022年10月1日から有効とする。	(削除)	期限が過ぎたため削除						
短時間勤務規程	短時間勤務規程							
<p>第8条(所定労働日数の低減)</p> <p>短時間勤務を所定労働日数の低減により実施する場合の1年間の店舗休業日及び各個休日の日数は169日とする。なお、原則として週休3日の編成とし、一月あたりの店舗休業日及び各個休日の日数は、全月において14日とする。</p>	<p>第8条(所定労働日数の低減)</p> <p>短時間勤務を所定労働日数の低減により実施する場合の1年間の店舗休業日及び各個休日の日数は168日とする。なお、原則として週休3日の編成とし、一月あたりの店舗休業日及び各個休日の日数は、全月において14日とする。</p>	年間日数の誤り						
<p>－ 参 考 －</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースタッフ労働協約のうち、記載のない規程等については以下の労働協約を適用しています。</p> <p>必要な点は、総務部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約を参照して下さい。</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約 「通勤費支給細則」 (新設) 「出張規程」</p>	<p>(削除)</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースタッフ労働協約のうち、記載のない規程等については以下の労働協約を適用しています。</p> <p>必要な点は、総務部事務所に備え付けのゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約を参照して下さい。</p> <p>ゼネラルスタッフ労働協約 「通勤費支給細則」 「配偶者転勤退職制度規程」 「出張規程」</p>	<p>配偶者転勤退職制度規程の追記</p> <p>表記の修正</p>						

現行	改訂	適用
「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」	「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」	
メイトスタッフ労働協約 「自家用車通勤管理」 「就業形態規程」 「休日規程」 「連続休暇規程」 「育児勤務規程」 「介護・介護準備勤務規程」	メイトスタッフ労働協約 「自家用車通勤管理」 「就業形態規程」 「休日規程」 「連続休暇規程」 「育児勤務規程」 「介護・介護準備勤務規程」	

(6) スペシャルスタッフ (無期)

■ 労働協約 (本則)

現行	改訂	適用
第5章 人事	第5章 人事	
第2節 休職	第2節 休職	
<p>第509条(休 職) 会社は、スペシャルスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設)</p> <p>7.その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>第509条(休 職) 会社は、スペシャルスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略)</p> <p>7.配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域(海外・国内)において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。</p> <p>8.その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	配偶者転勤休職制度の規定
第6章 労働条件	第6章 労働条件	
<p>第613条(年次有給休暇) 会社は、スペシャルスタッフ(無期)に対し、次の通り区分し、年次有給休暇を与える。1日および週の所定労働時間がメイトスタッフと同一の場合は以下の通りとする。 (中略)</p> <p>③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 (新設)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第613条(年次有給休暇) 会社は、スペシャルスタッフ(無期)に対し、<u>勤続年数及び週契約日数</u>・<u>時間</u>に応じ、次の基準により年次有給休暇を与える。 なお、<u>勤続年数の算定は、毎年4月1日をもって基準とし、従前のスペシャルスタッフ(有期)の勤続年数を通算する。</u> また、<u>毎年4月1日時点で、短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合は、週契約日数・時間については「週4日かつ週30時間未満契約」を適用する。</u> (中略)</p> <p>③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 なお、<u>入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したもとして出勤率を算出するものとする。</u> (以下略)</p>	入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記
第14章 効力	第14章 効力	
<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2022年4月1日から2023年3月31日まで</u>とする。</p>	<p>第1404条(有効期間) 本協約の有効期間は、<u>2023年4月1日から2024年3月31日まで</u>とする。</p>	効力の年度改定
<p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2023年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	<p>第1405条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2024年3月31日</u>を超えることはできない。</p>	効力の年度改定
第15章 付則	第15章 付則	
<p>第1502条 本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。 2022年4月1日 株式会社札幌丸井三越 代表取締役 神林 謙一</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎</p>	<p>第1502条 本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。 2023年4月1日 株式会社札幌丸井三越 代表取締役社長執行役員 神林 謙一</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎</p>	効力の年度改定

■労働協約(付属諸規定)

現行	改訂	適用
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程	
第2章 グループライフイベント転籍制度	第2章 グループライフイベント転籍制度	
<p>第203条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日2年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>第203条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日2年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 離婚</p>	<p>昨年度改訂ミス</p> <p>対象家族の状況の証明に関する運用面での補足</p>
<p>－ 参 考 －</p> <p>他の労働協約を適用する諸規程等</p> <p>スペシャルスタッフ(無期)労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、ゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約またはプロスタッフ労働協約を適用しています。</p> <p>必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約></p> <p>「通勤費支給細則」</p> <p>「自家用車通勤管理細則」</p> <p>(新設)</p> <p>「出張規程」</p> <p>「国内出向規程」</p> <p>「安全衛生管理規程」</p> <p>「安全衛生管理規程細則」</p> <p>「安全衛生委員会規則」</p> <p>「健康情報等の取扱規程」</p> <p>「自動車安全運転規程」</p> <p>「職務発明規程」</p> <p>「苦情処理規程」</p> <p>「紛争の解決・平和条項に関する協定」</p> <p>「テレワーク規程」</p> <p><メイトスタッフ労働協約></p> <p>「就業形態規程」</p> <p>「休日規程」</p> <p>「連続休暇規程」</p> <p>「賃金規程」</p> <p>「自家用車通勤管理規程」</p> <p>「自己研修休職規程」</p> <p>「育児休業規程」</p> <p>「育児勤務規程」</p> <p>「介護・介護準備休業規程」</p> <p>「介護・介護準備勤務規程」</p> <p>[短時間勤務規程]</p> <p>「子の看護・家族の介護のための休暇規程」</p>	<p>(削除)</p> <p>他の労働協約を適用する諸規程等</p> <p>スペシャルスタッフ(無期)労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、ゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約またはプロスタッフ労働協約を適用しています。</p> <p>必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約></p> <p>「通勤費支給細則」</p> <p>「自家用車通勤管理細則」</p> <p>「配偶者転勤休職制度規程」</p> <p>「出張規程」</p> <p>「国内出向規程」</p> <p>「安全衛生管理規程」</p> <p>「安全衛生管理規程細則」</p> <p>「安全衛生委員会規則」</p> <p>「健康情報等の取扱規程」</p> <p>「自動車安全運転規程」</p> <p>「職務発明規程」</p> <p>「苦情処理規程」</p> <p>「紛争の解決・平和条項に関する協定」</p> <p>「テレワーク規程」</p> <p>「ハラスメント防止規程」</p> <p><メイトスタッフ労働協約></p> <p>「就業形態規程」</p> <p>「休日規程」</p> <p>「連続休暇規程」</p> <p>「賃金規程」</p> <p>「自家用車通勤管理規程」</p> <p>「自己研修休職規程」</p> <p>「育児休業規程」</p> <p>「育児勤務規程」</p> <p>「介護・介護準備休業規程」</p> <p>「介護・介護準備勤務規程」</p> <p>[短時間勤務規程]</p>	<p>配偶者転勤休職制度規程の追記</p> <p>表記の修正</p>

現行	改訂	適用
「福利厚生規程」 <プロスタッフ労働協約> 「表彰・懲戒規程」	「子の看護・家族の介護のための休暇規程」 「福利厚生規程」 <プロスタッフ労働協約> 「表彰・懲戒規程」	
就業規則	就業規則	
株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。 1. 服務規律	株式会社札幌丸井三越は、労働協約を同時に就業規則として使用する。 従って、就業規則として使用する場合は、労働協約中の「労働協約」を「就業規則」と読み替えるものとする。 なお、就業規則の付属諸規程として、次の規程を追加する。 1. 服務規律 なお、服務規律については、ゼネラルスタッフ就業規則の規程を適用する。	ゼネラルスタッフ労働協約を引用する場合
服務規律	服務規律	
(以下略)	(削除)	ゼネラルスタッフ労働協約を引用する場合

(7) スペシャルスタッフ (有期)

■ 労働協約 (本則)

現行	改訂	適用																																																																	
第6章 労働条件	第6章 労働条件																																																																		
<p>第615条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、スペシャルスタッフ(有期)に対し、次の通り区分し雇用契約締結時に年次有給休暇を与える。1日および週の所定労働時間がメイトスタッフと同一の場合は以下の通りとする。</p> <p>(中略)</p> <p>1.入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>入社</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>日数</td><td>11日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>3. 前号の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>	入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	<p>第615条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、スペシャルスタッフ(有期)に対し、次の各号の基準により年次有給休暇を与える。</p> <p>1.初回契約時の年次有給休暇は、契約期間月数及び週契約日数・時間により次の通りとする。</p> <p>なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヵ月を平均した週所定労働日数については「週4日」を適用する。</p> <p>(中略)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1ヵ月を平均した所定労働時間</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>5日</td><td>11日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>3. 前号の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。</p> <p>なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したもとして出勤率を算出するものとする。</p> <p>(以下略)</p>	1ヵ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	<p>・入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応</p> <p>・基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記</p>
入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
日数	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
1ヵ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																							
第14章 効力	第14章 効力																																																																		
<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までとする。</p>	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までとする。</p>	効力の年度改定																																																																	
<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2023年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2024年3月31日を超えることはできない。</p>	効力の年度改定																																																																	
第15章 付則	第15章 付則																																																																		
<p>第1502条</p> <p>本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。</p> <p>2022年4月1日</p> <p>株式会社札幌丸井三越</p> <p>代表取締役 神林 謙一</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合</p> <p>北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎</p>	<p>第1502条</p> <p>本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。</p> <p>2023年4月1日</p> <p>株式会社札幌丸井三越</p> <p>代表取締役社長執行役員 神林 謙一</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合</p> <p>北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎</p>	効力の年度改定																																																																	

■労働協約（付属諸規定）

現行	改訂	適用
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程	
第2章 グループライフイベント転籍制度	第2章 グループライフイベント転籍制度	
<p>第203条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日2年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>第203条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日2年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 離婚</p>	昨年度改訂ミス
ハラスメント防止規程	ハラスメント防止規程	
(以下略)	(削除)	
<p>－ 参 考 －</p> <p>他の労働協約を適用する諸規程等</p> <p>スペシャルスタッフ(有期)労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、ゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約またはプロスタッフ労働協約を適用しています。必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約></p> <p>「通勤費支給細則」</p> <p>「自家用車通勤管理細則」</p> <p>(新設)</p> <p>「出張規程」</p> <p>「国内出向規程」</p> <p>「安全衛生管理規程」</p> <p>「安全衛生管理規程細則」</p> <p>「安全衛生委員会規則」</p> <p>「健康情報等の取扱規程」</p> <p>「自動車安全運転規程」</p> <p>「職務発明規程」</p> <p>「苦情処理規程」</p> <p>「紛争の解決・平和条項に関する協定」</p> <p>「テレワーク規程」</p> <p><メイトスタッフ労働協約></p> <p>「就業形態規程」</p> <p>「休日規程」</p> <p>「連続休暇規程」</p> <p>「賃金規程」</p> <p>「自家用車通勤管理規程」</p> <p>「育児休業規程」</p> <p>「育児勤務規程」</p> <p>「介護・介護準備休業規程」</p> <p>「介護・介護準備勤務規程」</p> <p>「短時間勤務規程」</p> <p>「子の看護・家族の介護のための半日休暇規程」</p> <p>「福利厚生規程」</p> <p><プロスタッフ労働協約></p> <p>「表彰・懲戒規程」</p>	<p>(削除)</p> <p>他の労働協約を適用する諸規程等</p> <p>スペシャルスタッフ(有期)労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、ゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約またはプロスタッフ労働協約を適用しています。必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約></p> <p>「通勤費支給細則」</p> <p>「自家用車通勤管理細則」</p> <p>「配偶者転勤退職制度規程」</p> <p>「出張規程」</p> <p>「国内出向規程」</p> <p>「安全衛生管理規程」</p> <p>「安全衛生管理規程細則」</p> <p>「安全衛生委員会規則」</p> <p>「健康情報等の取扱規程」</p> <p>「自動車安全運転規程」</p> <p>「職務発明規程」</p> <p>「苦情処理規程」</p> <p>「紛争の解決・平和条項に関する協定」</p> <p>「テレワーク規程」</p> <p><メイトスタッフ労働協約></p> <p>「就業形態規程」</p> <p>「休日規程」</p> <p>「連続休暇規程」</p> <p>「賃金規程」</p> <p>「自家用車通勤管理規程」</p> <p>「育児休業規程」</p> <p>「育児勤務規程」</p> <p>「介護・介護準備休業規程」</p> <p>「介護・介護準備勤務規程」</p> <p>「短時間勤務規程」</p> <p>「子の看護・家族の介護のための半日休暇規程」</p> <p>「福利厚生規程」</p> <p><プロスタッフ労働協約></p> <p>「表彰・懲戒規程」</p>	配偶者転勤退職制度規程の追加表記の修正

(8) プロスタッフ

■ 労働協約 (本則)

現行	改訂	適用																																																																	
第5章 人事	第5章 人事																																																																		
<p>第512条(休 職)</p> <p>会社は、プロスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略) (新設)</p> <p>7.その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>第512条(休 職)</p> <p>会社は、プロスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。 (中略)</p> <p>7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域(海外・国内)において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。</p> <p>8.その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	配偶者転勤休職制度の規定																																																																	
第6章 労働条件	第6章 労働条件																																																																		
<p>第613条(年次有給休暇)</p> <p>会社はプロスタッフに対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数・時間に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。なお、勤続年数の算定は、毎年4月1日をもって基準とする。</p> <p>1. 入社時に付与する年次有給休暇は、入社日より次の通りとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>入社</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>日数</td><td>11日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> </table> <p>③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。 (新設)</p> <p>(以下略)</p>	入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日数	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	<p>第613条(年次有給休暇)</p> <p>会社はプロスタッフに対して、勤続年数及び1ヵ月を平均した週所定労働日数に応じ、1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。</p> <p>1.入社時に付与する年次有給休暇は、入社月及び1ヵ月を平均した週所定労働日数により次の通りとする。なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1ヵ月を平均した週所定労働日数については「週4日」を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1ヵ月を平均した所定労働時間</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td> </tr> <tr> <td>5日</td><td>11日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td> </tr> <tr> <td>4日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>7日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>0日</td><td>0日</td><td>0日</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>③第1項の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。</p> <p>なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したもとして出勤率を算出するものとする。 (以下略)</p>	1ヵ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	<ul style="list-style-type: none"> ・入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 ・基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記
入社	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
日数	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
1ヵ月を平均した所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																							
5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																																							
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																																							
第14章 効力	第14章 効力																																																																		
<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までとする。</p>	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までとする。</p>	効力の年度改定																																																																	
<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2023年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2024年3月31日を超えることはできない。</p>	効力の年度改定																																																																	
第15章 付則	第15章 付則																																																																		
<p>第1502条</p> <p>本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。 2022年4月1日 株式会社札幌丸井三越 代表取締役 神林 謙一</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎</p>	<p>第1502条</p> <p>本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。 2023年4月1日 株式会社札幌丸井三越 代表取締役社長執行役員 神林 謙一</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合 北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎</p>	効力の年度改定																																																																	

■労働協約（付属諸規定）

現行	改訂	適用
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程	
第6章 グループライフイベント転籍制度	第6章 グループライフイベント転籍制度	
第603条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日2年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 (中略)	第603条(申請事由) 本制度は、新会社雇用日前日2年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。 (中略) 4. 離婚	昨年度改訂ミス
(新設)	第7章ネクストキャリア支援制度	2022年11月覚書反映
(新設)	第701条(対象者) 本制度の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 1.年度の3月31日における年齢が満45歳以上59歳以下であり、メイトスタッフとしての勤続年数が5年以上(休職期間を除く)であること。 2.第806条に定める申請期間に、所定の手続により申請し、会社が本制度の適用を認めた者。 3.会社が指定する退職日まで在籍している者。 ②前項にかかわらず、一度同制度を利用した者、会社在职期間中に懲戒解雇事由または諭旨解雇事由に相当する背信行為を行った者は対象外とする。	
(新設)	第702条(退職加算金) 会社は、前条の対象者に対して、退職加算金を支給する。 ②前項で定める退職加算金は、退職時の資格等級および年齢によって支給する。前条1項3号に定める申請期間に降格となった場合も同様の取扱とする。 ③前条で定める対象者のうち、会社在职期間中に懲戒解雇事由または諭旨解雇事由に相当する背信行為を行った疑いのある者については、懲戒解雇事由または諭旨解雇事由に相当する背信行為を行っていないことが明らかになる時まで、退職加算金の支給を停止する。なお、その後、会社在职期間中に懲戒解雇事由または諭旨解雇事由に相当する背信行為を行ったことが明らかになった場合には、本制度の対象外とし、第1項で定める退職加算金を支給しない。 ④第1項で定める退職加算金の支給をすでに受けた者が、会社在职期間中、懲戒解雇事由または諭旨解雇事由に相当する背信行為を行ったことが、会社退職後、明らかになった場合、会社は、その者に対し、すでに支給した退職加算金の全部又は一部の返還を求めることができる。	
(新設)	第703条(退職加算金の支給方法) 特別退職金の支給においては、ゼネラルスタッフ「退職給付規程」を準用する。	
(新設)	第704条(再雇用) 会社は、本制度により退職した者のうち、会社で引き続き雇用を希望する者については所定の選考に基づきアシストスタッフとして再雇用することがあるが、いかなる場合もゼネラルスタッフ、メイトスタッフ、プロスタッフとしては再雇用しない。 また、グループ会社を本制度を利用し退職した者のうち、会社での雇用を希望する者についても、所定の選考に基づきアシストスタッフとして再雇用することがあるが、いかなる場合もゼネラルスタッフ、メイトスタッフ、プロスタッフとしては再雇用しない。 ②本制度により退職した者については、第5章に定めるライフイベント再雇用制度を利用することはできない。	
(新設)	第705条(再就職支援) 会社は、第801条の対象者のうち、会社が認めた者が再就職支援を希望した場合、会社の費用により再就職支援会社との契約を行う場合がある。	
(新設)	第706条(退職日と申請期間) 本制度による退職は、9月29日付け、3月30日付けとする。 ②申請期間は、退職日に応じて、次の通りとする。	

現行	改訂	適用																																																
	退職日 申請期間 9月29日 原則6月1日から6月30日の間 3月30日 原則10月1日から11月30日の間																																																	
(新設)	(別表) (単位：万円) <table border="1" data-bbox="692 309 1235 398"> <thead> <tr> <th>勤続年数/年齢</th> <th>45歳 ~49歳</th> <th>50歳</th> <th>51歳</th> <th>52歳</th> <th>53歳</th> <th>54歳</th> <th>55歳</th> <th>56歳</th> <th>57歳</th> <th>58歳</th> <th>59歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロスタッフ 勤続15年以上</td> <td>220</td> <td>270</td> <td>260</td> <td>250</td> <td>240</td> <td>230</td> <td>220</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>180</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>プロスタッフ 勤続10~15年</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>240</td> <td>230</td> <td>220</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>190</td> <td>180</td> <td>160</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>プロスタッフ 勤続5~9年</td> <td>180</td> <td>230</td> <td>220</td> <td>210</td> <td>200</td> <td>190</td> <td>180</td> <td>170</td> <td>160</td> <td>140</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>	勤続年数/年齢	45歳 ~49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	プロスタッフ 勤続15年以上	220	270	260	250	240	230	220	210	200	180	160	プロスタッフ 勤続10~15年	200	250	240	230	220	210	200	190	180	160	140	プロスタッフ 勤続5~9年	180	230	220	210	200	190	180	170	160	140	120	
勤続年数/年齢	45歳 ~49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳																																							
プロスタッフ 勤続15年以上	220	270	260	250	240	230	220	210	200	180	160																																							
プロスタッフ 勤続10~15年	200	250	240	230	220	210	200	190	180	160	140																																							
プロスタッフ 勤続5~9年	180	230	220	210	200	190	180	170	160	140	120																																							

(9) エルダースペシャルスタッフ (無期)

■ 労働協約 (本則)

現行	改訂	適用
第5章 人事	第5章 人事	
第2節 休職	第2節 休職	
<p>第509条(休 職)</p> <p>会社は、スペシャルスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p> <p>7.その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	<p>第509条(休 職)</p> <p>会社は、スペシャルスタッフが次の各号の一つに該当するときは休職とする。</p> <p>(中略)</p> <p>7. 配偶者の勤務等の事由により転居を必要とする地域(海外・国内)において配偶者と生活を共にするために休業を申し出たとき。この場合は、別に定める「配偶者転勤休職規程」により取扱う。</p> <p>8.その他、会社が認めた事由による連続欠勤が30日に及んだときは休職とし、当該休職が3ヶ月に到達した日を休職満了日とする。但し、在職期間中、同一事由によるものは1回のみとする。</p>	配偶者転勤休職制度の規定
第6章 労働条件	第6章 労働条件	
<p>第613条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、エルダースペシャルスタッフ(無期)に対し、次の通り区分し、年次有給休暇を与える。1日および週の所定労働時間がメイトスタッフと同一の場合は以下の通りとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 前号の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第613条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、エルダースペシャルスタッフ(無期)に対し、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、1年間に次の基準により、年次有給休暇を与える。但し、年度途中の再雇用時には、年次有給休暇は付与しない。なお、勤続年数の算定は、毎年4月1日をもって基準とし、従前のスペシャルティスタッフ(有期)またはスペシャルスタッフ(無期)、エルダースペシャルスタッフ(有期)の勤続年数を通算する。</p> <p>また、4月1日時点で、短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合は、週契約日数・時間については「週4日かつ週30時間未満契約」を適用する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 前号の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。</p> <p>なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したもとして出勤率を算出するものとする。</p> <p>(以下略)</p>	・入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応 基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記
第14章 効力	第14章 効力	
<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までとする</p>	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までとする。</p>	効力の年度改定
<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2023年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2024年3月31日を超えることはできない。</p>	効力の年度改定
第15章 付則	第15章 付則	
<p>第1502条</p> <p>本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。</p> <p>2022年4月1日</p> <p>株式会社札幌丸井三越</p> <p>代表取締役 神林 謙一</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合</p> <p>北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎</p>	<p>第1502条</p> <p>本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。</p> <p>2023年4月1日</p> <p>株式会社札幌丸井三越</p> <p>代表取締役社長執行役員 神林 謙一</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合</p> <p>北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎</p>	効力の年度改定

■労働協約（付属諸規定）

現行	改訂	適用
<p>－ 参考 －</p> <p>他の労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースペシャルスタッフ(無期)労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、ゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約またはプロスタッフ労働協約を適用しています。必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「自家用車通勤管理細則」 (新設) 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」</p> <p><メイトスタッフ労働協約> 「就業形態規程」 「休日規程」 「連続休暇規程」 「賃金規程」 「自家用車通勤管理規程」 「自己研修休職規程」 「育児休業規程」 「育児勤務規程」 「介護・介護準備休業規程」 「介護・介護準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「子の看護・家族の介護のための半日休暇規程」 「福利厚生規程」</p> <p><プロスタッフ労働協約> 「表彰・懲戒規程」</p>	<p>(削除)</p> <p>他の労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースペシャルスタッフ(無期)労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、ゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約またはプロスタッフ労働協約を適用しています。必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約> 「通勤費支給細則」 「自家用車通勤管理細則」 「配偶者転勤休職制度規程」 「出張規程」 「国内出向規程」 「安全衛生管理規程」 「安全衛生管理規程細則」 「安全衛生委員会規則」 「健康情報等の取扱規程」 「自動車安全運転規程」 「職務発明規程」 「苦情処理規程」 「紛争の解決・平和条項に関する協定」 「テレワーク規程」</p> <p><メイトスタッフ労働協約> 「就業形態規程」 「休日規程」 「連続休暇規程」 「賃金規程」 「自家用車通勤管理規程」 「自己研修休職規程」 「育児休業規程」 「育児勤務規程」 「介護・介護準備休業規程」 「介護・介護準備勤務規程」 「短時間勤務規程」 「子の看護・家族の介護のための半日休暇規程」 「福利厚生規程」</p> <p><プロスタッフ労働協約> 「表彰・懲戒規程」</p>	<p>配偶者転勤休職制度の追記 表記の修正</p>

(10) エルダースペシャルスタッフ（有期）

■労働協約（本則）

現行	改訂	適用																																																				
第6章 労働条件	第6章 労働条件																																																					
<p>第613条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、エルダースペシャルスタッフ(有期)に対し、次の通り区分し雇用契約締結時に年次有給休暇を与える。1日および週の所定労働時間がメイトスタッフと同一の場合は以下の通りとする。</p> <p>1.入社時に付与する年次有給休暇は、入社月により次の通りとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>入社 日数</td> <td>4月 11日</td> <td>5月 10日</td> <td>6月 10日</td> <td>7月 10日</td> <td>8月 10日</td> <td>9月 10日</td> <td>10月 6日</td> <td>11月 5日</td> <td>12月 4日</td> <td>1月 3日</td> <td>2月 2日</td> <td>3月 1日</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>3. 前号の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>	入社 日数	4月 11日	5月 10日	6月 10日	7月 10日	8月 10日	9月 10日	10月 6日	11月 5日	12月 4日	1月 3日	2月 2日	3月 1日	<p>第613条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、エルダースペシャルスタッフ(有期)に対し、次の各号の基準により、年次有給休暇を与える。</p> <p>1.初回契約時の年次有給休暇は、契約期間月数及び週契約日数・時間により次の通りとする。</p> <p>なお、入社日時点で、介護・介護準備勤務規程第7条または短時間勤務規程第8条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、1か月を平均した週所定労働日数については「週4日」を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>1か月を平均した 所定労働時間</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>5日</td> <td>11日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> <td>0日</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>3. 前号の休暇は、前年度において全労働日の8割以上出勤した者に適用し、8割未満出勤者については、基準日における前年度に付与された有給休暇の保有日数と合わせて6日になるまでの日数を付与する。</p> <p>なお、入社日が4月1日以外の者については、4月1日から入社日前日までの暦日は全て出勤したものとして出勤率を算出するものとする。</p> <p>(以下略)</p>	1か月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日	4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日	<p>入社日時点で短時間勤務を取得する場合への対応</p> <p>基準日統一に対する出勤率の算出ルールを明記</p>
入社 日数	4月 11日	5月 10日	6月 10日	7月 10日	8月 10日	9月 10日	10月 6日	11月 5日	12月 4日	1月 3日	2月 2日	3月 1日																																										
1か月を平均した 所定労働時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																										
5日	11日	10日	10日	10日	10日	10日	6日	5日	4日	3日	2日	1日																																										
4日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3日	2日	0日	0日	0日																																										
第14章 効力	第14章 効力																																																					
<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、2022年4月1日から2023年3月31日までとする。</p>	<p>第1404条(有効期間)</p> <p>本協約の有効期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までとする。</p>	効力の年度改定																																																				
<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2023年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第1405条(自動更新)</p> <p>本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、2024年3月31日を超えることはできない。</p>	効力の年度改定																																																				
第15章 付則	第15章 付則	効力の年度改定																																																				
<p>第1502条</p> <p>本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。</p> <p>2022年4月1日</p> <p>株式会社札幌丸井三越</p> <p>代表取締役 神林 謙一</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合</p> <p>北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎</p>	<p>第1502条</p> <p>本協約は2通作成し、調印の上会社・組合各1通宛保管する。</p> <p>2023年4月1日</p> <p>株式会社札幌丸井三越</p> <p>代表取締役社長執行役員 神林 謙一</p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合</p> <p>北海道統括支部 執行委員長 玉谷 謙一郎</p>	効力の年度改定																																																				

■労働協約（付属諸規定）

現行	改訂	適用
キャリア形成支援制度規程	キャリア形成支援制度規程	
第2章 グループライフイベント転籍制度	第2章 グループライフイベント転籍制度	
<p>第203条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日2年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>第203条(申請事由)</p> <p>本制度は、新会社雇用日前日2年以内に次のいずれかの事由が発生した場合に使用することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 離婚</p>	昨年度改訂ミス
<p>－ 参 考 －</p> <p>他の労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースペシャルスタッフ(有期)労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、ゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約またはプロスタッフ労働協約を適用しています。必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約></p> <p>「通勤費支給細則」</p> <p>「自家用車通勤管理細則」 (新設)</p> <p>「出張規程」</p> <p>「国内出向規程」</p> <p>「安全衛生管理規程」</p> <p>「安全衛生管理規程細則」</p> <p>「安全衛生委員会規則」</p> <p>「健康情報等の取扱規程」</p> <p>「自動車安全運転規程」</p> <p>「職務発明規程」</p> <p>「苦情処理規程」</p> <p>「紛争の解決・平和条項に関する協定」</p> <p>「テレワーク規程」</p> <p>「ハラスメント防止規程」</p> <p><メイトスタッフ労働協約></p> <p>「就業形態規程」</p> <p>「休日規程」</p> <p>「連続休暇規程」</p> <p>「賃金規程」</p> <p>「自家用車通勤管理規程」</p> <p>「育児休業規程」</p> <p>「育児勤務規程」</p> <p>「介護・介護準備休業規程」</p> <p>「介護・介護準備勤務規程」</p> <p>「短時間勤務規程」</p> <p>「子の看護・家族の介護のための半日休暇規程」</p> <p>「福利厚生規程」</p> <p><プロスタッフ労働協約></p> <p>「表彰・懲戒規程」</p>	<p>(削除)</p> <p>他の労働協約を適用する諸規程等</p> <p>エルダースペシャルスタッフ(有期)労働協約のうち、以下の規程等については、本協約に定めるものを除き、ゼネラルスタッフ労働協約・メイトスタッフ労働協約またはプロスタッフ労働協約を適用しています。必要な点は、総務部事務所に備え付けの各労働協約を参照して下さい。</p> <p><ゼネラルスタッフ労働協約></p> <p>「通勤費支給細則」</p> <p>「自家用車通勤管理細則」</p> <p>「配偶者転勤休職制度規程」</p> <p>「出張規程」</p> <p>「国内出向規程」</p> <p>「安全衛生管理規程」</p> <p>「安全衛生管理規程細則」</p> <p>「安全衛生委員会規則」</p> <p>「健康情報等の取扱規程」</p> <p>「自動車安全運転規程」</p> <p>「職務発明規程」</p> <p>「苦情処理規程」</p> <p>「紛争の解決・平和条項に関する協定」</p> <p>「テレワーク規程」</p> <p>「ハラスメント防止規程」</p> <p><メイトスタッフ労働協約></p> <p>「就業形態規程」</p> <p>「休日規程」</p> <p>「連続休暇規程」</p> <p>「賃金規程」</p> <p>「自家用車通勤管理規程」</p> <p>「育児休業規程」</p> <p>「育児勤務規程」</p> <p>「介護・介護準備休業規程」</p> <p>「介護・介護準備勤務規程」</p> <p>「短時間勤務規程」</p> <p>「子の看護・家族の介護のための半日休暇規程」</p> <p>「福利厚生規程」</p> <p><プロスタッフ労働協約></p> <p>「表彰・懲戒規程」</p>	配偶者転勤休職制度規程の追記